

描かれた松江

『出雲国風土記』の構成 『出雲国風土記』は明確な編集方針に基づいて、大きく①出雲国全体のありさま（総記）、②郡のありさまの詳細記述、③巻末記載に分かれます。

地域の様子は②郡の詳細記述にたくさん書かれています。その記述は順番と書くべき概要が決まっています。郡に属す郷（里）や里（こざと）などの数と、その名の列挙から始まり 1. 郡名の由来、2. 郷の位置と名前由来その他、3. お寺、4. 神社、5. 山野、6. 川、7. 池・陂（つつみ）、8. 入海（中海・大橋川・宍道湖）とその周辺、9. 大海（日本海）とその周辺、10. 郡内の官道、11. 執筆者と執筆責任者の郡司、と続きます。これから先、描かれた内容について、記載順に沿ってお話していきます。

1. 郡の名前の由来の伝承・神話

名づけは神様 郡の名称は、基本的に神様がかかわった伝承として語られています。ただ郡によって、その内容と記述量は大きく違います。地域を代表するであろう神の行為の伝承を、事細かに書き込む郡があれば、代表神がおられる、あるいは名をつけた、というだけの短い記述しかない郡もあります。意宇郡は、前者の代表でその記述量は圧倒的です。一方、嶋根郡と秋鹿郡は後者で二行くらいしか書かれていません。

(1)意宇郡（国引き神話）

伝承に登場する神 八束水臣津野命（やつかおみおみつぬのみこと）が主人公となって、壮大な国引きが語られます。八束水臣津野命は、巻首の出雲国の説明で、「出雲」と名付けた神でもあります。つまり『出雲国風土記』の世界では、八束水臣津野命が神々のトップに位置づけられていると考えられます。

しかし八束水臣津野命が登場する場はほんの数か所だけ。全体を通して神々の主人公となっているのは、所造天下大神大穴持命（あめのしたつくらししおほかみおほあなもちのみこと）、つまり大国主命（おおくにぬしのみこと）なのです。

名の前に、天下（国土全体）を造られた偉大な神、と仰々しい飾り詞（ことば）が付くくらいのグレートな扱いを受けているわけです。おそらく、『古事記』『日本書紀』の神話で、葦原津国（あしはらのなかつくに）、つまり日本の国土を造った神が大国主命ですから、それにふさわしい扱いをしているのでしょう。律令国家に付度（そんたく）した結果かもしれません。

そうであっても八束水臣津野命を、冒頭の国の名付け親と出雲国を造った国引きの主人公としたのは、出雲国造（いづものくにのみやつこ）出雲臣氏をはじめとした、出雲の地元豪族たちの意地だったのかもしれません。

意宇と号（なづ）くる所以（ゆえ）は この言葉で始まり、「国引き坐（ま）しし八束水臣津野命詔（の）りたまひしく」と続く意宇郡の地名の起源は、まさに国引き神話によって滔滔（とうとう）と語られ、最後に「故（かれ）、意宇と云ふ。」で閉じられます。

この間に日本海の向こうにある四つの地域の余った土地を、鋤（すき）で切り離し綱をつけて引っ張ってきては出雲に縫い付けていき、最終的に島根半島部を形づくる国造りの神話です。出雲の国土形成が終わった後に、八束水臣津野命は「『今は国引きを終わった』とおっしゃられて、意宇杜（おうのもり）に杖を突きたてて「おえ」とおっしゃられた。それで意宇という」（『解説 出雲国風土記』より）のだと記しています。

杖を突くことの暗喩 最後に出てくる杖は、身体を支えるための杖ではなく、持つ人（神）が特別に力を持つ存在であることを示す儀式的杖です。日本の古代では、弥生時代から古墳時代にかけて、首長の力を象徴する飾りのついた杖や、宝石で飾られた玉杖（ぎょくじょう）が現れます。杖は人々を統治したり、特別な力を発する象徴として、洋の東西を問わず手に持たれます。今でもイギリスの国王の戴冠式では、新国王は王笏を二本持ちますが、これはまさに杖と同様のものです。ハリーポッターは魔法をかけるときに



山の花遺跡出土の古墳時代の儀仗（浜松市 HP）

杖を用います。

特別な力を持つ杖を意宇の杜に突き立てたというのは、意宇の地を中心として定めた、ということの意味するのでしょうか。ちなみに意宇の杜は意宇郡家の東北の小山、とあって、それはまさに意宇郡の中心地になります。『出雲国風土記』の編纂責任者、国造出雲臣一族が出雲をまとめてきたこと、そして現在も中心的一族であることを含みこんだ神話と考えられるのです。

詞章 さて国引き神話は書き言葉ではなく、あえて話し言葉で記されています。四つの地域を引っ張ってくるフレーズでは、オノマトペを多用し、リフレイン（くりかえし）と韻を踏んでいます。明らかに語りであり「国引き詞章」とも呼ばれる所以です。大勢が集まる儀式などの場で、皆で唄ったのではないかとも思われます。国造一族を中心にして団結するための歌だったかもしれません。国引き神話については、第5章3節で詳細にお話しします。

(2)島根郡

伝承に登場する神 国引きをされた八東水臣津野命（やつかおみおみつののみこと）がおっしゃられて名がついた、とあります。意宇郡と同じ『出雲国風土記』の最高神が名付け親ですから、シンプルに考えると重要な郡、という意味が含まれていると考えてもいいでしょう。また国引きで引かれてきた「佐太国（さたのくに）」と「闇見国（くらみのくに）」にあたりますから、国引きを行った神が名づけ親とも考えられます。

島根という意味 島根は現在の県名でもあり、その由来には様々な考え方があります。ただ、『出雲国風土記』の世界観の中で考えてみると、名づけは「国引き坐しし八東水臣津野命」ですから、国引き神話の文脈で解釈するのが妥当でしょう。引いてきた土地は縫われて固定するまでは島です。四つの島が縫い合わされて島根半島が出来上がるわけです。島根は、島に根が張る、と理解するのが自然です。縫ってつながった島根半島が海底に根を張って安定した土地になる、という風に考える説に説得力があると思います。

(3)秋鹿郡

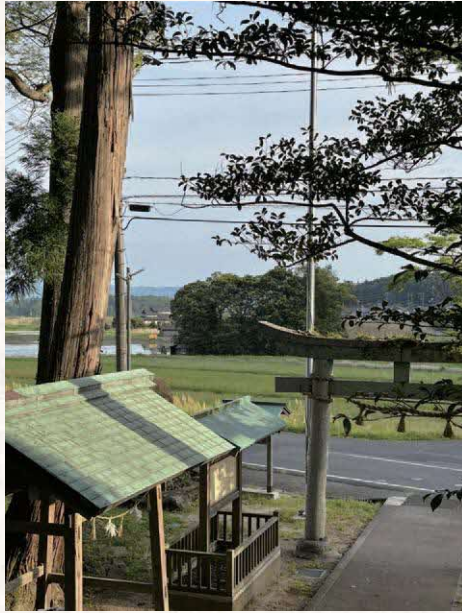
伝承に登場する神 秋鹿日女命（あきかひめのみこと）が、郡家の正北（まきた）にいらっしやる、ということが名付けられた理由になっています。この姫神

はほかに登場しない神で、由来は分かりません。

秋鹿とは 秋鹿は現在、「あいか」と発音します。なかなかキュートな地名ですね。風土記写本には「あきか」とフリガナがありますが、10世紀に編纂された「倭名類聚抄（わみょうるいじゅうしょう）」には「安伊加」と見えますので、平安時代にはあいか、と発音していたようです。

花札では、10月の紅葉とセットになった札が鹿ですので、何らかの関連がないかと思いましたが、両者を結び付ける根拠は全くありません。地名として漢字に意味が残っているとすれば、島根半島にニホンジカが現在もたくさん生息している

ことも関係するかもしれませんが、これも根拠のない憶測です。秋鹿の由来はわからないのです。



秋鹿日女命を祭神とする秋鹿神社

2. 郷の記載と名前の起源伝承

郷(さと)の位置 郷の記載は、まずその位置が示されます。位置の基準は郡家(郡の役所)で、そこからの方向と距離が示されます。示された場所はピンポイントですが、そこが郷のどこなのかは書いてありません。郷の代表地でしょうから、郷の行政機関と考えたくなりますが、郷に庁舎のような特別な施設はなかった、という説が有力です。郷長(ごうちょう、さとおさ)などの責任者の屋敷が、行政機能を兼ねていたとすれば、そこが示されていると考えるのが自然でしょう。

名づけは神様 郷の名称は、郡と同様に神様がかかわった伝承として語られるのを基本とします。伝承の内容を見ると、地名に合わせたダジャレや「語呂合わせ」「こじつけ」的記載が多いのが特徴です。郷の名が先にあって、神の佳き所業や吉兆を地名起源としてあてたのでしょうか。様々な神様が登場しますが、メジャーな神様(例えばオオクニヌシノミコトやスサノオノミコト、大神と称されるような神々など)の場合は、そのまま名づけ神として記されています。一方、地域のローカルな神様の場合はメジャーな神様との関係(たとえば親子)が示されています。郷の名前の伝承については、エッセイでも紹介していますので、そちらもご覧ください。

●エッセイ集1 『出雲国風土記』の郷の伝承(松江市編)

<https://sitereports.nabunken.go.jp/147303>

神様が登場しない例外 ただ、少数ながら例外もあって、例えば安来市沢・野方(のかた)町周辺の意宇郡舎人(とねり)郷は、欽明(きんめい)天皇の時代にそこに住んでいたという人物が、天皇の側近として(大舎人・おおとねり)仕えたことが、「舎人(とねり)」という地名の起源とされています。松江市内の事例だと、黒田駅(うまや、郷の一部のコザトとして扱われています)が、元あった場所の土が黒い、という土地の特徴が名前のもととなっています。言い伝えではなく、実録を書く必要があったのだと思います。

(1)意宇郡の郷

意宇郡の郷の記載の概要

郡名	郷名	ふりがな	郡家からの方向・距離	名づけに関わる神	メジャーな神との関係	現在の比定地
意宇郡	大草郷	おおくさ	南西2里120歩	青幡佐久丁壮命	スサノオノミコトの御子	大草町、八雲町周辺
	山代郷	やましろ	西北3里120歩	山代日子命	オオクニヌシノミコトの御子	山代町周辺
	拜志郷	はやし	正西21里210歩	所造天下大神命	オオクニヌシの同一神	玉湯町林周辺
	完道郷	ししじ	正西37里	所造天下大神命	オオクニヌシの同一神	宍道町周辺
	餘戸里	あまりべ	正東6里260歩	—	—	東出雲町周辺
	黒田驛	くろだ	同 所	—	—	大草町国府の北
	完道驛	ししじ	正西30里	所造天下大神命	オオクニヌシの同一神	宍道町西来待、白石周辺
	出雲神戸	いずも	南西2里20歩	—	—	大庭町周辺
忌部神戸	いむべ	正西21里260歩	—	—	玉湯町、忌部地区周辺	

※安来市にあたる7郷、1駅、1神戸は省略(1尺=0.286m、1歩=1.774m、1里=532.2m)

大草(おおくさ)郷 現在の意宇川下流域に大草町という名が残っています。おおむね大草町から八雲町にかけてが、その範囲だったと考えられます。青幡佐久丁壮命(あおはたさくさひこのみこと)がおられるから、大草と名付けたとあります。神の名から、大草を「さくさ」と読むという見解もあります。

出雲国府が置かれたところで、古代出雲の中心地といえます。意宇平野と、意宇川中流の八雲町岩坂周辺を含むと考えられます。どちらの地域にも3世紀～7世紀に、多くの古墳が築かれており、有力豪族の拠点だったことがうかがえます。

山代(やましろ)郷 現在の松江市南郊山代町に名を残します。おおむね山代町からその北部や西部(津田や大庭、乃木あたり)があたると思われます。山代日子命(やましろひこのみこと)がおられるから、という理由で名付けたとあります。



茶臼山と東麓の大型古墳

東には神名樋野（かなびぬ、茶臼山）がそびえ、その西には6世紀以降に、出雲東部最大の古墳群が築かれています。これらの古墳に葬られた人が、出雲国造（くにのみやつこ）として最初に任命された豪族だった可能性が高いと考えられています。また、「正倉（しょうそう）有り」と記されています。税金として納められた米を蓄えておくのが正倉で、詳しくは10節でお話したいと思います。

拝志（はやし）郷 現在の玉造温泉の西側の谷にあたる、林に名を残します。所造天下大神（あめのしたつくらししおおかみ・オオクニヌシノミコト）が「吾が御心のはやしなり」とおっしゃられたから、林という名がついたと記されます（後に拝志という好字二字に改められます）。

林地区東側の低い丘の上には、総数50基からなる林古墳群があります。6世紀頃を中心に築かれたと考えられます。意宇郡の巻末に郡司が名を連ねていますが、その3番目の位である主政に「林臣」がいます。拝志郷あたりを本拠地とした氏族、と考える説が有力です。

穴道（ししじ）郷 現在の穴道町に名を残します。「穴」という字はけもの肉、という意味を持ち、猪穴と書いて猪肉を表します。そこにかけて、所造天下大神（オオクニヌシノミコト）が狩りをして追いかけた猪が石像になって残っている、という伝承が書かれています。こじつけっぽいのですが、狩猟はおまつりと結びつきますので興味深い言い伝えです。

穴道郷の中には**穴道驛**（ししじのうまや）も設置されています。古代山陰道の駅家ですが、現在の国道54号線が国道9号線と交わるあたりと考えられています。現在も東西道と南北道が交わる交通の要所です。南北の官道は通っていませんが、南に向かう重要な道があったことは間違いありません。



石宮神社の猪石といわれる巨石

黒田驛 正西道（まにしのみち・古代山陰道）の駅（うまや）を支える里（こざと）の一つと考えられます。黒田の名前は、「現在（風土記編纂当時）は意宇郡家の一角にあるけれども、昔は西北2里のところの黒田村にあったのが移転したもので、その名を引き継いで黒田驛という」と説明されます。さらに黒田、という名の起源は土の色が黒いからだ、と記載されています。今でも「下黒田」という地名が郡家推定値の北西、山代町から大庭町にかけてあり、実際にクロボクが堆積して表面の土は黒いのです。神の名付けではなく、村の名のついた実態が分かる面白い例です。



山代町あたりを発掘すると黒い土が出ます

出雲神戸（いずものかんべ） 現在の
大庭町の南あたり、神魂（かもす）
神社の周辺を指していると考えられ
ます。熊野大社と杵築（きづき）大
社の両方に所属する里で、両神社を
支える役割を担ったようです。出雲
を冠するのは、まさに出雲全体の二
所の大社を奉斎するからでしょう。
ほかの郡にも同様の神戸が設置され
ています。



神魂神社参道

忌部神戸（いんべのかんべ） 現在の
忌部地区に名を残しています。西忌
部町、東忌部町、玉造温泉周辺にあ
たると考えられます。風土記では国

造（くにのみやつこ）がみそぎに用いる清浄な玉（忌玉）を作る地だから、忌部というと語ります。出雲といえば、古墳時代にたくさんの玉が製作され、全国に流通していることが有名です。7世紀には一度玉作りは途切れますが、奈良時代になると、再び玉が作られ始めますので、実態に即した記述です。

その続きには、川辺に温泉が湧いている記事がありますので、現在の玉造温泉あたりも含む範囲だったことが分かります。温泉の様子は後の項で詳しく説明します。



玉湯町岩屋遺跡出土の奈良時代玉作資料



現在の玉湯町湯町 穴道湖の対岸にそびえるのは朝日山

(2)島根郡の郷

島根郡の郷の記載の概要

郡名	郷名	ふりがな	郡家からの方向・距離	名づけに関わる神	メジャーな神との関係	現在の比定地
島根郡	朝酌郷	あさくみ	正南10里64歩	熊野大神命		朝酌町周辺
	山口郷	やまくち	正南4里298歩	都留支日子命	スサノオノミコトの御子	下東川津町から西川津町周辺
	手染郷	たしみ	正東11里64歩	所造天下大神命	オオクニヌシの同一神	手角町周辺
	美保郷	みほ	正東27里164歩	御穂須須美命	オオクニヌシノミコトの御子	美保関町美保関周辺
	方結郷	かたゆい	正東20里80歩	國忍別命	スサノオノミコトの御子	美保関町片江周辺
	加賀郷	かか	北西24里160歩	支佐加地賣命	カムムスヒノミコトの御子	島根町加賀周辺
	生馬郷	いくま	西北16里209歩	八尋鋒長依日子命	カムムスヒノミコトの御子	生馬町・比津町周辺
	法吉郷	ほほき	正西230歩	宇武賀比賣命	カムムスヒノミコトの御子	法吉、春日町周辺
	餘戸里	あまりべ	—			鹿島町講武周辺
	千酌驛	ちくみ	東北19里180歩	都久豆美命	イザナギノミコトの御子	美保関町千酌

(1尺=0.286m、1歩=1.774m、1里=532.2m)

朝酌（あさくみ）郷 現在の朝酌町に名が残っています。おおむね朝酌地区が、その範囲だったと考えられます。意宇川の源流、熊野山に鎮座されている熊野大神（くまのおおかみ）に朝夕の御饌（みけ、お食事）を奉ったから朝酌という、と記されます。その意味はエッセイに譲るとして、大橋川対岸の意宇郡に関わっていることは、島根郡と意宇郡が深い関係だったことを示しているかもしれません。

朝酌周辺は広い耕作地を持つところではありませんが、南側に大橋川と中海を控えているため、古代には重要な役割を果た



大橋川を東から望む
右側が島根郡朝酌郷付近、左側は意宇郡

していたことが分かっています。大橋川沿岸には弥生時代後期（2世紀頃）の四隅突出墓から始まり、古墳時代中期（5世紀頃）は島根県最大の方墳の廟所（びょうしょ）古墳はじめ、数々の古墳が作られます。それは6世紀後半の魚見塚（うおみづか）古墳、朝酌岩屋古墳などに引き継がれています。奈良時代前後には交通の要所として、押さえておくべき土地でした。その役割は奈良時代にも引き継がれ、『出雲国風土記』には、朝酌周辺にかかわる豊かな記述があります。それは入海のところで詳しくお話ししたいと思います。

山口郷 現在の持田地区、川津地区あたりが、おおむねその範囲だったと考えられます。山口という地名ははっきりとは残っていません。都留支日子（つるぎひこ）命が治める山口のところだ、といういわれですので、神がおられる山の入り口という意味でしょう。信仰にかかわると思われる山とすれば、和久羅山か嵩山（布自祝美高山、ふじきみたかやま）や、澄水山（毛志山、もしやま）をさすのでしょうか。

島根郡家が置かれた郷で、島根郡の中心的な場所でした。西川津遺跡は松江市内で最初に水田稲作が行われた場所の一つで、市内最大の弥生時代の遺跡です。松江黎明（れいめい）の地の一つでもあり、その後古墳も多く築かれました。



持田神社付近から見た嵩山と和久羅山
山口郷あたりは耕作地が多くあります。

手染（たしみ）郷 手角（たすみ）町に名前が残っています。現在でいうと、上宇部尾（かみうべお）町から美保関町下宇部尾にかけての、中海東岸～北岸の沿岸地域と考えられます。所造天下大神命（オオクニヌシノミコトと同じ意味）が、この国は丁寧に（たしに）造ったから、手染と名付けたと記されます。これもダジャレに近い命名ですね。



松江市本庄手角地区、長海町

本庄町の北西、長海（ながみ）町周辺には前方後円墳や前方後方墳が多く作られていて、中海に面した重要な入港地だったことを示しています。また名を遺す手角町あたりは、国引き神話で最後に引かれた三穂埼（みほのさき）の西堺、宇波折絶（うはのおりたえ）にあたります。現在は江島につながる堤防道路の起点になっていて、別の意味で交通の要所になっています。

美保郷 美保関町美保関に名が残ります。御穂須須美（みほすすみ）命がこの場所におられる、ということが名の起源だと記されています。今の美保関町東部一帯を範囲とすると考えられます。

美保関に至るまでの半島南岸の集落には、それぞれに6世紀～7世紀の古墳が造られていて、小集団ごとに有力者を中心として束ねられていたようです。また森山の伊屋谷遺跡では奈良時代の製塩土器（濃縮した海水を入れて炊き、塩を作る土器）が出土しています。その特徴から能登（のと・石川県能登半島）との関連がうかがえ、『出雲国風土記』の記述との関係が目玉されます。郷名伝承の主人公、御穂須須美命は、大国主命と越（北陸地方）の奴奈宜波比売（ぬなかわひめ）命との間に生まれた御子神とされます。



美保神社拝殿と本殿



御穂須須美命を祀る珠州市須須神社奥宮の社殿
(2024年1月の能登半島地震によって解体されました)

また「国引き神話」では、最後に高志（こし）の都都（つつ）の三埼からから引いてきたのが三種の埼だとされます。都都とは現在の珠洲（すず）市あたりと考えられますが、珠洲市の須須（すず）神社の奥宮に祀られているのが美穂須須美命（みほすすみのみこと）で、美保郷伝承の同じ神です。さらに考古学から見ると、能登半島の中で珠洲市周辺はとびぬけてたくさんの横穴墓（6世紀～7世紀）が造られている地域で、しかもその形が出雲市の横穴墓ととてもよく似ていることも分かっています。遠く日本海を越えて、能登半島とのつながりを示す遺跡と『出雲国風土記』の記載です。

方結（かたゆい）郷 美保関町片江にその名を残します。国忍別（くにおしわけ）命が、地形が良い（国形よし）といわれたから方結（かたゆい）というがあります。美保関町の日本海側、七類（しちるい）から北浦あたりまでがあたると考えられます。

全体的にリアス式海岸で、岩礁の凹凸が大きい地域です。集落は奥深く入った湾の奥に形作られ、港として好条件の土地です。七類港は島根半島と隠岐とを結ぶ主要な港で、今は大きな岸壁が整備されています。



美保関町七類の港
右奥に隠岐行きターミナルが見えます

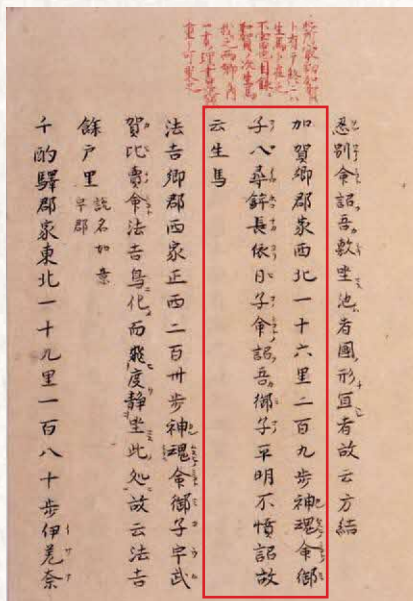
加賀（かか）郷 現在の島根町加賀から鹿島町手結（たゆ）あたりまでの範囲と考えられます。ただ加賀郷に本来どのようなことが書かれていたかは、現在の研究では不明と考えられています。実は古い系統の写本では、加賀郷の後にその説明が抜けて生馬（いくま）郷の説明が続いているのです。この



加賀桂島から加賀神埼、瀬戸方向を望む

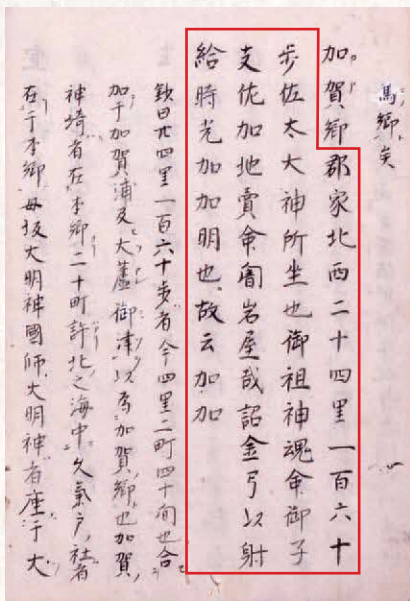
の欠落は、写本のもととなった元本を書写する作業の際、「加賀郷」の次に来る「生馬郷」の内容に目が飛んで、加賀郷記載を写しそこねたためと推測されます。このような欠落は、島根郡の神社の項にも見られます。『出雲国風土記』が完本であることの前段に「ほぼ」という言葉がつく所以です。

現在『出雲国風土記』の解説本などで記されている加賀郷の記載は、「補訂本系」と呼ばれる、もとの欠落部分を補った書籍の記事です。写本の二つの系列、「脱落本」と「補訂本」の詳細は、写本についてのコラムを公開予定です。



「脱落本系」の写本
「古代文化センター本」の加賀郷

始まりは「加賀郷」ですが、文末は「故云生馬」となっています。上の朱書きにもそれがおかしいことが指摘されています。「郡家西北」以降は生馬郷に関する記載です。



「補訂本系」の写本
「風土記抄」の加賀郷

加賀郷の後に、「脱落本系」の記載と違う内容が記されています。加賀神埼の条に記されている内容から推測して、文章を補ったと考えられています。

生馬（いくま）郷 現在の生馬地区に名を残しています。生馬地区以外に法吉町や比津町の西側の一部が相当すると考えられます。八尋鋒長依日古（やひろほこながよりひこ）命が、心安らかで憤らない（憤まず、いくまず）といわれたから名が付いたとあります。ダジャレ型の典型ですね。

現在の生馬地区の町名（江戸時代の村名）には浜佐田、下佐陀、上佐陀と「さだ」を名に持つところが多いのが特徴です。佐太水海（さだのみずうみ）の東を取り囲むような場所であると同時に、国引き神話で二番目に引いてきた「佐太国」に関わることも考えられます。秋鹿郡の佐太神社（風土記の佐太御子神）に近いことも含めて、佐太国に関連深いところだったのでしょう。

島根郡には数少ない古代の寺院跡の、平ノ前廃寺が東生馬町の谷奥にあります。エッセイに詳細を書く予定ですので、興味ある方はお読みください。



佐陀川越しに東・西生馬町、薦津町、浜佐田町、下佐陀町付近を望む

法吉（ほほき）郷 法吉町に名を残しています。大まかに法吉地区と呼ばれる地域が相当すると考えられます。宇武賀比賣（うむかひめ）命が法吉鳥（ほほきどり）となって飛んで来て、ここにおられるようになったから法吉と名付けたとあります。法吉鳥とはウグイスのこと。「ホホケキョ、ケキョ」と鳴くから「ホホキ」というのだ、とのことで風流な語呂合わせですね。

松江城下町の北から西にかけての一带で、かつては田園地帯でしたが、今は住宅地となっているところが多くなりました。概して土地が低くて、大雨が降ると冠水するところが多いのですが、それもそのはず。風土記には「法吉陂（ほほきのつつみ）」と呼ばれる広い池が記されていて、現在の黒田町周辺にあったと考えられます。法吉陂については、エッセイで詳しくお話しする予定です。



法吉神社から法吉町方面を望む

古代には現在の道路・北循環線より山側（北側）に主に居住地と耕作地があったようで、法吉神社の前あたりでは弥生時代、2600年以上前には田んぼが開かれました。山際には塚山古墳など中型の古墳が残っていて、少なくとも5世紀以降は法吉町周辺を取りまとめた豪族が誕生していたようです。

餘戸里（あまりべのさと） 平安時代の書物、倭名類聚抄（わみょうるいじゅうしょう）に、『出雲国風土記』にはない多久郷（たくのさと）が加わっているため、その地域（現在の鹿島町講武地区あたり）が相当すると考えられています。

風土記には多久川の記載があり、講武川のことを指しています。賑わいを見せる日帰り温泉の多久の湯がその名を継いでいます。

講武周辺は、松江市内では最も古い水田の跡が見つかっていて（南講武氏元（みなみこうぶうじもと）遺跡）、九州方面から古浦（こうら）浜に入ってきた弥生人が、最初に住み着いた場所と考えられます。3世紀～4世紀頃の古くて大きな古墳が目立つ地域でもあります。



講武平野 奥に見えるのが朝日山

千酌駅（ちくみのうまや） 名前の通り、美保関町千酌にあった駅戸（うまやど）です。国府・意宇郡家で山陰道から分かれる枉北道（きたにまがれるみち）が千酌で船に乗り換え、隠岐に渡る正式な港として指定されていたため、駅が置かれました。駅としての役所の活動を支えるために設定された里（こごと）で、周辺の笠浦や瀬崎などを含めた範囲だったと推測されます。都久豆美命（つくづみのみこと）が生まれたところだから、ちくみと名付けた、という語呂合わせパターンです。



美保関町千酌の海岸

(3)秋鹿郡の郷

秋鹿郡の郷の記載の概要

郡名	郷名	ふりがな	郡家からの方向・距離	名づけに関わる神	メジャーな神との関係	現在の比定地
秋鹿郡	恵曇郷	えとも	東北9里40歩	磐坂日子命	スサノオノミコトの御子	鹿島町古浦、佐陀本郷周辺
	多太郷	ただ	西北5里120歩	衝杵等采而留日子命	スサノオノミコトの御子	東長江町から秋鹿町周辺
	大野郷	おおの	正西10里20歩	和加布都努志能命	オオクニヌシノミコトの御子	大野町周辺
	神戸里	かむべ	—	—	—	鹿島町佐陀宮内、古志町周辺

※出雲市にあたる1郷は省略（1尺=0.286m、1歩=1.774m、1里=532.2m）

恵曇（えとも）郷

鹿島町恵曇（えとも）に名が残っています。恵曇は中世以降、明治前期までは「江角（えずみ）」と呼ばれていました。『鹿島町誌』によれば、「えとも」→「えども」→「えずみ」→「えずみ」となまって転化し



鹿島町恵曇・古浦の海岸

江角となったとしています。あるいは古代からの有力氏族の安曇氏起源で全国に地名を残す「安曇」が「あずみ」と読むことから、曇を「ずみ」と呼んだ可能性もあるでしょう。明治22年（1889）に古浦、江角、手結、片句の4浦が合併して恵曇村となり、「えとも」が復活しました。

『出雲国風土記』によると。恵曇は奈良時代以前には「恵伴」と書いて表していましたが、神亀（じんき）三年（719）に地名を佳き漢字に改めるよう命令が出て、漢字表記をあらためたようです。名の起源は、磐坂日子命（いわさかひこのみこと）が、この土地の形が絵にかいた鞆（とも）のようだ（ぐると丸くなった巴のようだ）といわれたからだ、と記されています。

古浦の浜の背後には、幅が広くて高い砂丘が発達しています。長い時間かけて海流や季節風が砂を堆積させ、弧状の浜丘の風景を形づくりしました。砂丘の背後は元の湾が閉じられて水が溜まりました。それが池となり、「恵曇陂」として風

上記に記載されています。現在は陸化していますが低い低地が広がっています。詳しくはコラムでお話しする予定です。

現在の恵曇から古浦にかけては、西に向けて開けた湾の奥にあり、松江全体の港として、古来より発展していました。古浦砂丘遺跡では弥生時代前期の墓地群が発掘され、その人骨の特徴は大陸の人々に近い弥生系を示しています。今から約2700年前には、大陸や九州方面から稲作を携えて弥生人が古浦浜に上陸したものと思われます。



古浦砂丘遺跡 発掘調査の様子（1963年）

多太（ただ）郷 現在の秋鹿町周辺が相当すると考えられます。同じ秋鹿郡には「多太川」も掲載されています。秋鹿川の次に掲載されており、現在の岡本町を南に流れて、秋鹿あたりで宍道湖に流れ込む岡本川と考えられます。郷名の伝承では、衝杵等乎而留比古命（つききねとをにるひこのみこと）が「吾が御心は、照明（あか）く正真（ただ）しく成りぬ」とおっしゃったから多太と名付けた、とあります。ダジャレパターンです。

現在、東長江町から秋鹿町、岡本町にかけては、谷が北山の奥にまで入り込み、そこで水田が営まれる田園地帯



秋鹿神社から秋鹿町の谷を望む

です。「多太」は「多田」から漢字が変化した、という説もあり、当時から田が多くて豊かな土地だったかもしれません。秋鹿郡の宍道湖岸には一畑電鉄が走り、その南（宍道湖川）には国道431号線が通っていて、南岸の国道9号線沿いと比べてのどかな宍道湖岸の景観を味わうことができます。秋鹿郡の郡家（ぐうけ）は東長江町付近と推測されていますが、はっきりわかりません。

大野（おおの）郷 現在の太野町にそのまま名前を残します。郷名の伝承では、結構ややこしくてわかりにくいことが書いてあります。

和加布都努志能命（わかぶつぬしのみこと）が狩りをして猪を追っておられたけれども、阿内谷（くまうちのたに）に来て足跡を見失い、「猪の跡亡失（う）せぬ」とおっしゃったから、内野（うちの）といった。けれども、今の人（風土記時代の人）は間違っ大野と呼んでいる。

「うせぬ」から「うちの」への言い換えが分かりにくく、また「内野」を「大野」と言い間違えている、という変化も分かりにくいですね。そもそも、郷の名称の伝承で、神の行動を具体的に表すことも珍しいので、神が狩をする伝承が、この地域にとって重要だったのかもしれない。

内野は郡内の社の「宇智社（うちのやしろ）」（現在の内神社が系統をひくと考えられます）ともかわる可能性があり、いろいろと想像をめぐらせることができる楽しい郷名です。

伊農（いぬ）郷 がありますが、現在は出雲市に属するため、詳細は省きます。ただ1960年に平田市（当時）に合併する前は、伊野村は八束（やつか）郡に属していました。明治29年（1896）に秋鹿郡が八束郡に統合されますので、歴史的には現在の松江市域との縁が深い地域です。



上大野町 日本海都の分水嶺に近い谷奥

神戸里（かんべのさと）

意宇郡と同じように「出雲神戸（いづものかんべ）」のことだと説明してあります。つまり熊野大社と杵築（きづき）大社の両方に所属する里で、両神社を支える役割をになった里（ござと）、ということです。現在の鹿島町佐陀宮内から古志町（場合によっては古曾志町まで）あたりをさすと考えられます。

佐陀宮内は佐太神社が鎮座する土地です。風土記にも佐太御子社（さだのみこのやしろ）、佐太大神（さだのおおかみ）と特別な扱いを受けている社ですので、本来は佐太御子社を支える里だったと考えられます。中世になると、この辺りは佐太神社の所領となっています。



佐太神社 摂社狛犬から三殿を望む

3. 新造院（しんぞういん）

(1) 『出雲国風土記』の寺と新造院

『出雲国風土記』の各郡の記載では、郷（さと）の名称伝承の次に寺と新造院（しんぞういん）が記されています。確認されている限りでは、風土記には1つの寺と10か所の新造院が記載されています。

『出雲国風土記』記載の寺と新造院一覧

所在郡	名称	所在郷	記載建物	僧尼の数等	建立者	当時の人物との関係	備考
意宇郡	教吳寺	山国郷	五層の塔	僧在り	教吳僧	散位下初位下上腹首押猪が祖父	
意宇郡	新造院	山代郷	厳堂	僧無し	日置君目烈	出雲神戸の日置君鹿麻呂が父	北新造院(来美廃寺)
意宇郡	新造院	山代郷	教堂	住める僧一軀	飯石郡の少領出雲臣弟山		南新造院(四王寺跡)
意宇郡	新造院	山国郷	三層の塔	記載なし	山国郷の人日置部根緒		
嶋根郡							不明
秋鹿郡							記載なし
桶縁郡	新造院	沼田郷	厳堂	記載なし	大領出雲臣大田		
出雲郡	新造院	河内郷	厳堂	記載なし	旧の大領日置部臣布祢	今の大領佐宜鹿が祖父	
神門郡	新造院	朝山郷	厳堂	記載なし	神門臣等		
神門郡	新造院	古志郷	厳堂を立てず	記載なし	刑部臣等		
飯石郡							記載なし
仁多郡							記載なし
大原郡	新造院	斐伊郷	厳堂	僧五軀有り	大領勝部君虫麿		
大原郡	新造院	屋裏郷	層塔	僧一軀有り	前の少領田部臣押嶋	今の少領伊吉美が従父兄	
大原郡	新造院	斐伊郷	厳堂	尼二軀有り	斐伊郷の人樋印支知麿		

新造院とは 寺と同列に記されていますから、仏教信仰の拠点、つまり寺院の一種であることは間違いありません。ではなぜ寺と書かずに新造院と記したのでしょうか。これには諸説紛々（しよせつふんぷん）で、なかなか説明することが難しいのですが、寺院の主要施設（塔、金堂（こんどう）、講堂など）や運営組織（僧尼（そうに））やその活動を管理・支援する機構）が十分に整っていないものと考えておきたいと思います。まだ造っている途上だから、新しく造る寺院、と称されている、と理解したいと考えます。

新造院の記載

寺や新造院は、一定の約束事に沿って決められた内容が記されています。前ページの一覧表を見るとわかりますが、郡家（ぐんけ）からの方向と距離、主要な建物、僧尼の有無や人数、建立（こんりゅう）した人物と現在（風土記作成時）の人物との関係、です。これらの記載はとても重要で、古代の寺院で、どこに、誰が、いつ頃造立（ぞうりゅう）し、僧尼の有無や人数などが記されたものは、地方ではほとんどありません。6世紀に公式に伝わってきた仏教が、約200年たって地方でどのように広がっていったか公文書で見ることができる出雲は、研究者からすればラッキーなのです。

特に寺を建てた人物が書かれていることは貴重です。地域でどういう立場の何と呼ばれる豪族が寺院を建てたのか分かるわけです。寺を建てるような有力な豪族がどのような人物だったかは普通分かりません。しかも、同時代に出雲に暮らす本人なのか、その祖先なのかも書いてあります。

たとえば、意宇郡の教吳寺（きょうごうじ）は、教吳という名の僧が造り、その人は上腹首押猪（うえはらのおびとおしい）の祖父、とあります（右図の風土記記載）。つまり、二代前の人物が建立したわけです。次の新造院は、山代郷（やましろのこう）にあり、（日）置臣目烈（へきのおみのめづら）という人が造り、その人は出雲神戸にすむ（日）置臣鹿麻呂の父親だったと書いてあります。さらに次の（新）造院は飯石郡の少領（郡の役人の次官）の出雲臣弟山（いずものおみおとやま）が造ったとあります。

現役の役人のこともあれば、一世代か二世代前の家長が、風土記ができる前から造立し始めていることがわかるのです。

寺。教吳寺。山國郷の中に有り。郡家の正東廿五里一百廿歩なり。五層の塔を建立つ。〈僧在り〉。教吳僧が造る所なり。〈散位大初位下上腹首押猪が祖父なり〉。新造院一所。山代郷の中にあり。郡家の西北四里二百歩なり。北四里二百歩なり。巖堂を建立つ。〈僧無し〉。置君目烈が造る所なり。〈出雲神戸の置君鹿麻呂が父なり〉。造院一所。山代郷の中に有り。郡家の西北二里なり。教堂を建立つ。〈住める僧一軀〉。飯石郡の少領出雲臣弟山が造る所なり。新造院一所。山國

意宇郡教吳寺の記載

（『出雲国風土記一校訂・注釈編』より転載）

(2)松江の新造院

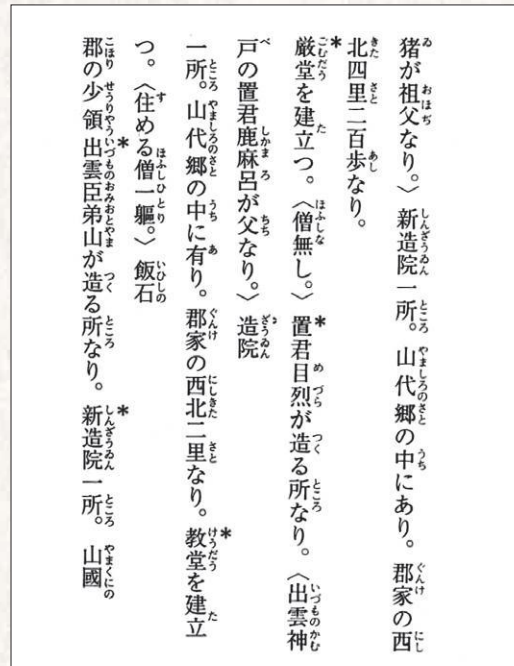
意宇郡に一つの寺（教昊寺）と三つの新造院が記され、そのうちの山代郷の中にある二つの新造院が松江市内になります。嶋根郡には、現状では新造院は見当たりませんが、存在した可能性があります。このことについてはコラム「嶋根郡に新造院はなかったか」で詳しくお話しする予定です。また秋鹿郡には新造院の記載はありません。意宇郡山代郷の二つの新造院は遺跡が判明しており、一つ目が北新造院跡、二つ目が南新造院跡として国の史跡に指定されています。古代の文献に記載された寺が、現在判明していることが重要視され、指定されたものです。

山代郷北新造院 場所の記載

との一致と調査成果から、茶臼山の北側、湖東中学の北東の丘陵斜面にある来美廃寺（くるみはいじ）があてられています。厳堂（金堂のこと、現在の寺でいうと本堂）を建立つ、とあります。発掘調査では二つの塔跡や講堂跡も見つかっていますので、風土記編纂時には建設中だったかもしれません。

建立したのは日置君目烈（へきのきみめづら、写本は日が欠字）という人物で、編纂当時に出雲神戸（いずものかんべ）に住む日置臣鹿麻呂（しかまる）の父だった、と記されています。一代前の日置君を名乗る氏族が造ったことが分かります。

発掘調査では建立が7世紀終わり頃までさかのぼる可能性が指摘されています。733年に存命だった人の父、という関係性は、一代を25年前後と調べてみても矛盾はありません。



山代郷新造院の記載 二つ目は新が欠字
 (『出雲国風土記一校訂・注釈編』より転載)

山代郷南新造院 場所

の記載との一致と調査成果から、茶臼山の南側ふもとで見つかった四王寺（しわじ）跡があげられています。発掘調査では大きなお堂の立つ基壇や門の跡などがみついています。

教堂（講堂のことか、厳堂の写し間違い

という説もあります）を建立つ、とあります。建立した人は出雲臣弟山（いずものおみおとやま）という現役の飯石（いいし）郡の郡司・少領（しょうりょう・次官）を務める人物であることが書かれています。出雲臣、という氏族は、風土記編纂当時の国造（くにのみやつこ）・出雲臣広島（ひろしま）はじめ、意宇郡の複数の郡司や他の郡の郡司も務める、出雲国最大の勢力を持つ一族です。しかも弟山は、広島の次の代の国造に任命されていますから、一族の中でも一二を争うような有力者だったはずで

す。四王寺跡は意宇平野の北、神名樋野（かんなびぬ・茶臼山）南麓で当時の中心地付近にあたりますので、後の国造が立てるにふさわしい立地だったといえます。また正西道（まにしのみち、古代山陰道）に面していることも重要です。寺院は豪族の権勢を見せつける意味も強かったことをうかがわせます。



茶臼山を挟んで南北に建つ新造院
（八雲立つ風土記の丘復元模型より）



山代郷の二つの新造院復元模型（左：北新造院、右：南新造院）

(3)お寺の重要性

ここからは背景の理屈っぽい話になりますので、次に飛んでいただいても結構です。奈良時代には、国家として信仰すべき教えとして、いにしえからの神祭りと新来の仏教の二つがありました。神をまつことは、先史時代から形を変えながら、綿々と受け継がれてきた信仰です。7世紀後半頃には律令制が完成していく中で「神祇令」として法にまとめられ、信仰の場として神社が設けられました。これは次の節で詳しく触れたいと思います。

仏教が浸透する歴史 一方仏教は、欽明（きんめい）大王時代の538年に百済（くだら・朝鮮半島西部にあった国、新羅、高句麗の三国で勢力争いをしていた）から公式に伝えられたとされます。当時、中国をはじめとする東アジア諸国では、仏の教えで国をまとめるという考えが、国家の思想として重要視されていたことが背景にあります。しかし、倭（日本の古名）では仏教の導入は一筋縄ではいきませんでした。古くからの神への信仰を大切にする立場から、仏教を広めることに否定的な中央豪族も多かったのです。

そうした情勢の中で仏教交流に積極的だったのが、早くから大陸との交流や渡来人を仲間に加えてきた蘇我（そが）氏でした。蘇我馬子（そがのうまこ）は、

8世紀			694 7世紀				6世紀			5世紀			世紀						
奈良時代			飛鳥時代				古墳時代						時代						
天平文化			白鳳文化		飛鳥文化		古墳文化						文化						
794	784	741	710	701	694	692	672	645	639	603	596	587	538	527	478	462	421	年代	
長岡京遷都	平安京遷都	東大寺大仏開眼供養	国分寺建立の詔	平城京遷都	大宝律令制定	全国で545寺の記録	蘇我氏が物部本宗家滅す 飛鳥寺創建	蘇我氏が物部本宗家滅す 飛鳥寺創建	蘇我氏が物部本宗家滅す 飛鳥寺創建	蘇我氏が物部本宗家滅す 飛鳥寺創建	蘇我氏が物部本宗家滅す 飛鳥寺創建	蘇我氏が物部本宗家滅す 飛鳥寺創建	蘇我氏が物部本宗家滅す 飛鳥寺創建	蘇我氏が物部本宗家滅す 飛鳥寺創建	倭王武（雄略）が中国宋に遣使	倭王興が中国宋に遣使	大仙古墳（仁徳陵古墳） 菅田御廟山古墳（応神陵古墳） 仲津山古墳（履中陵古墳） 菅田御廟山古墳に遣使 大仙古墳（仁徳陵古墳）	全国的な出来事	
		出雲国分寺跡	山代郷正倉 山代郷南新造院 出雲国風土記編纂	山代郷北新造院造宮開始 出雲国府	(出雲大社修造・日本書紀)	山代原古墳・雨乞山古墳	山代方墳	向山1号墳	岩屋後古墳	東淵寺古墳	御崎山古墳	山代2子塚古墳	薄井原古墳	大庭鶏塚古墳・大草岩船古墳	古曾志大谷1号墳	竹矢舟船古墳 金崎1号墳	平所埴輪窯跡 井ノ奥4号墳	石屋古墳・塚山古墳 廟所古墳・丹花庵古墳	松江周辺の遺跡など
— 平ノ前廃寺 ………																			

廃仏派の豪族との権力争いを優位に進めるとともに、大王の許可を得て日本で初めての本格的な寺院、飛鳥（あすか）寺を6世紀の終わり頃に建立しました。寺の建設は、当時の倭（わ・やまと）には全くなかった土木技術や建築技術の導入で、それに伴って大陸から様々な知識や考え方が入ってきたのです。

その後まもなく、推古（すいこ）大王は中国の隋（ずい）に公式の使いを送ったり、中国式の冠位制を設けたりして、大陸との外交関係を深めました。東アジアの国々と対等に付き合っていくためには、儀式や制度などを仏教式に揃えていくことが必要でした。やがて舒明（じょめい）大王は、自ら命じて国家のお寺である大官大寺（だいかんだいじ）を建立します。639年のことで、仏教公伝からおよそ一世紀がたっていました。

律令体制の成立と仏教の国教化 飛鳥時代の中ごろ、645年には仏法興隆の詔（みことり）を発して、国家として仏教信仰の浸透を進めていくことになりました。また同時に始まる大化改新では、法や制度で国家を治める律令制度により、豪族と大王家との連合統治体制から天皇中心の中央集権国家を目指すこととなりました。国土や国民を正確に把握し、税の徴収や国民を統治するための官僚組織、インフラの整備などが行われます。同時に人々を国民として一つにまとめるための宗教的な環境整備も進められます。国家の宗教として、神の崇拜と仏の信仰は表裏一体となり、ハード、ソフトがセットとなって全土への普及が図られます。

寺院建設の必要性 7世紀前半には近畿地方に集中していた寺院は、7世紀後半（天武天皇・持統天皇の時代）になると、地方にも広がっていきました。各地の豪族たちは、国家政策に乗って自らの政治的地位を高めるとともに、古来より古墳であらわしていた権力を、きらびやかな寺院によって見せびらかそうとしたのです。また仏教の教えや寺院の建築は、最新の知識、技術を伴うもので、それらを得るためにも豪族は氏寺（うじでら）を建てたのでした。そこには渡来系の技術者や知識人を地方へ派遣することで、地方豪族を懐柔して、国家の官人にしていこうとする律令政府の思惑もあったと考えられます。

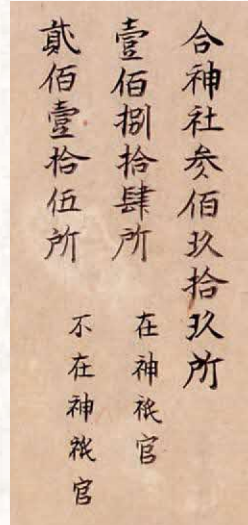
4. 神社

『出雲国風土記』の特色の一つとして、神社の記載が豊富にあることがあげられます。記載神社数はとても多く、列記される社以外にも山などに、社が記載されることもあります。

(1)風土記記載の神社の大枠

神社総数 『出雲国風土記』は巻首と呼ばれる冒頭部分に国の総記、つまり出雲国の大要を記しています。それは ①国の形の概要、②編纂方針、③国名の由来、④神社の総数、⑤郡郷などの総数と郡の大要、からなります。出雲国を説明するために、神社の総数をわざわざ記していることは、出雲国にとって神社（の数）が重要な事項だったことを示しています。

記載によれば、出雲国全体で399社があることが分かります。同じく風土記に記載された郷の数が61郷と比べると、とても多い数といえます。その内訳として、注記に「在神祇官」と記された神社が184社、「不在神祇官」と書かれた神社が215社とされています。



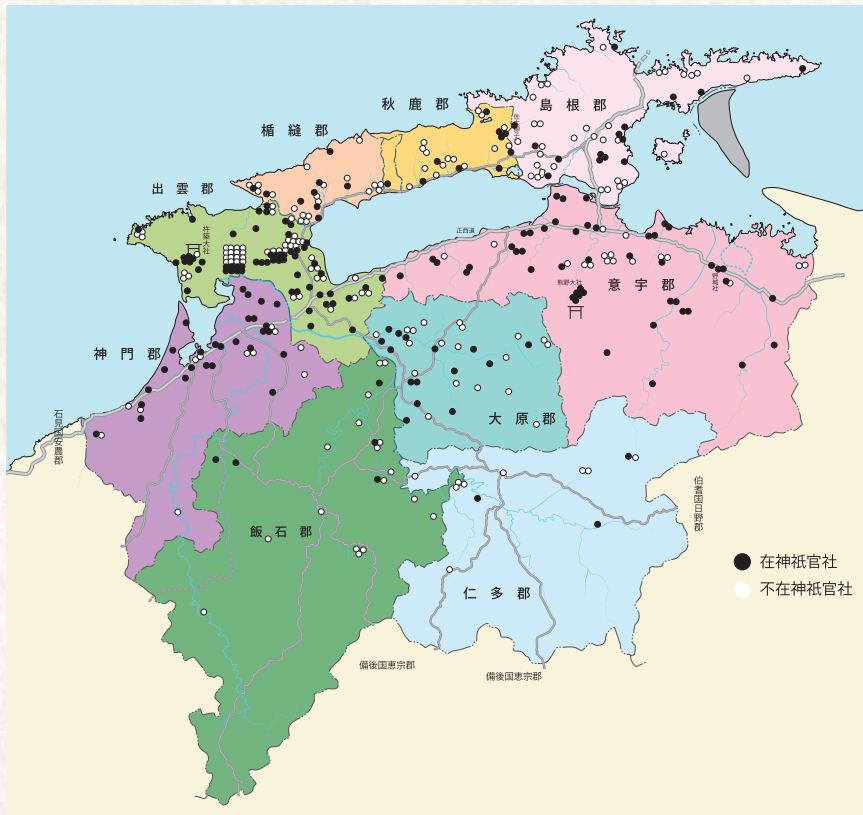
巻首総記の神社数記載
 『出雲国風土記』写本
 (古代文化センター本より)

在神祇官社と不在神祇官社

神祇官とは律令（法律）で定められた国家組織の最上官の一つです。在神祇官（神祇官に在り）社とは、神祇官に置かれた神社台帳に載せられている神社のことを指します。つまり、国家によって承認されている神社で、その祝部（はふりべ、神職）は律令に定められた年に一度の重要な祭り（祈年祭）の時には都に上り、幣帛（へいはく・神への捧げもの）をいただきます。それほどに、古代国家にとって神祭りは大切な儀式で、統一的な祭りを全国各社が行うことに気を配っていたと思われます。

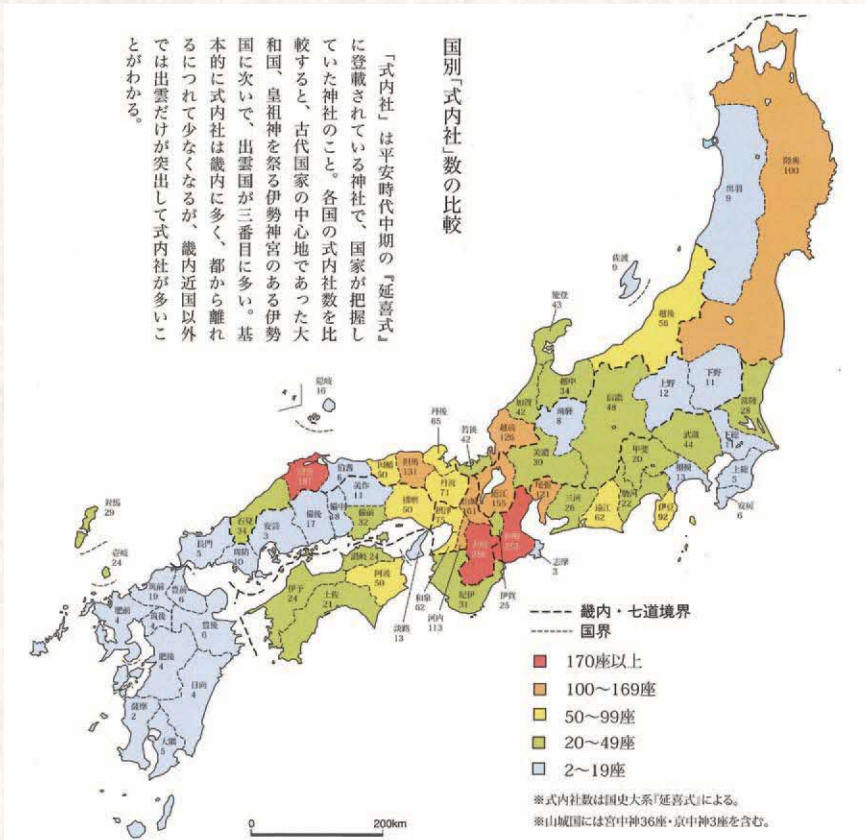
一方で不在神祇官（じんぎかんにあらず）社が215社も書かれていることも重要です。律令国家に報告していない神社でも、地方では重要な役割を果たしていたのでしょう。また、法で位置づけられる前から、出雲の各村々では神祭りが行われ、人々が信仰する場が存在していることを示しているのではないのでしょうか。

なお神社の訪問記を、エッセイとしてまとめる予定です（「出雲国風土記の社を訪ねて」）。公開したら、こちらもぜひご覧ください。



出雲国風土記記載の神社の分布

神社の多さ 『出雲国風土記』と同時期、奈良時代前期の各国の神社の数は分からないので、直接比較することはできません。全国の神社を見ることができる最古の書物は風土記編纂の約200年後の延長5年（927）にまとめられた『延喜式（えんぎしき）』です。その「神名帳」には2861社が記載されていますので、在神祇官社の数だけで比べても出雲の神社が6.4%（15分の1）を占めることとなります。延喜式には66国記されています。官社は一国平均43社（1.5%）になりますから、出雲は4倍以上の数になります。風土記が記された奈良時代前期には、その差ははるかに大きかったと推測されます。



『延喜式』に掲載された神社の国別数（古代出雲歴史博物館『百八十坐す出雲』より）

各郡の神社の記し方

郡の記載では、郷の説明、寺・新造院の説明の後に、神社名が列記されています。まず在神祇官社が記されて、その終わりに総数が記されます。その後不在神祇官社が列記されて、同様に最後にその総数が記されます。神社の個別説明は見られません。

記載の順番は、郷ごととか方位順、といった規則性は一見したところ見られません。ただし、たとえば先頭が意宇郡は熊野大社、秋鹿郡は佐太御子社、出雲郡が杵築大社とあるように、神社の格が高い順番だとする説があります。また、「神名帳」に記載された順番とする考え方も有力です。不在神祇官社も、規則性なく列記されますから、国の神名帳には記載されなくとも、出雲国内には帳簿のようなものがあつた可能性が高いと考えられます。

(2)写本には神社名の写し漏れがある

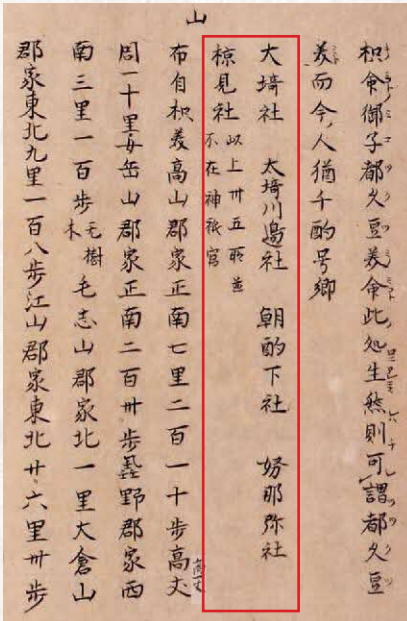
島根郡の神社の大部分は江戸時代に補充された 実とは島根郡の神社記載には大きな

問題があります。「第3章、2. 郷の記載と名前の起源伝承、(2)島根郡の郷、加賀郷」でも触れたように、古い系統の写本では、一部に元本には書いてあったはずの箇所が書き落されている部分があります。「脱落系(だつらくけい)写本」と呼ばれるこれらの写本が、本来の原本の姿を残していることが研究で明らかになっているのです。『出雲国風土記』が完本であることの前段に「ほぼ」という言葉がつく所以です。その脱落した部分が嶋根郡の神社列記部分に相当するのです。

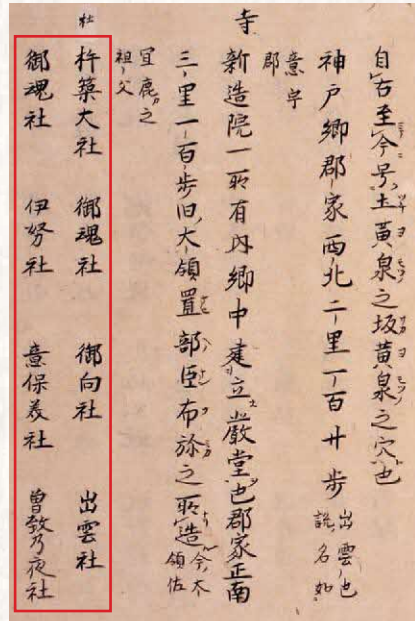
現在『出雲国風土記』の解説本などで記されている嶋根郡の神社は、「補訂(ほてい)本系」と呼ばれる、もとの欠落部分を補った写本の記載から補ったものです。写本の二つの系列、「脱落本」と「補訂本」についての詳細は、写本についてのコラムを公開する予定です。

少しくわしくお話してみましよう。

脱落本系の写本(たとえば古代文化センター本)では、島根郡の神社は千酌驛(ちくみのうまや)の後に5社のみが記されています。そしてその後、「以



島根郡の神社記載 千酌驛の後に5社のみが記され、その後不在神祇官が35社と記されます。
 (『出雲国風土記』写本 古代文化センター本より)



出雲郡の神社記載 神戸郷、新造院の後に杵築大社を先頭として社が列記されています。
 (『出雲国風土記』写本 古代文化センター本より)

上の35社が不在神祇官社」と記されています。最古の細川家本や総神社数から卅（三十）は冊（四十）の写し間違いと考えられますので、不在神祇官社だけでも40社が脱落しています。巻首に記載された在神祇官社の総数や後に編まれた『延喜式』に記載された島根郡の神社（神祇官社）の数などから勘案すると、さらに14の社が前にあったと推測できます。結果、59社が抜かして写されていることになるのです。

この写し損じ部分は、おおむね14行にあたり、ほぼ写本の紙一枚の裏表（一丁分）に相当します。現在の研究では信頼できる最古の写本は、ちょうど一丁分を、書写するときに抜かしてしまった可能性が高いと考えられています。

(3)奈良時代の「神社」の姿

風土記時代の神社とは

現在の神社は、本殿の前に拝殿があり、周りに玉垣があって、その前に鳥居や参道があるのが一般的です。その中に灯籠（とうろう）や狛犬（こまいぬ）、手水（ちょうず）などの石造物や社務所などがあり、神社によっては門や神楽殿（かぐらでん）などが備わります。そうした神社の姿は、風土記が書かれた時代とは相当に異なることは想像に難くありません。

奈良時代の社の様子を探ることは簡単なことで

はありません。研究が行われるなかでは、まだ社殿のような決まった形はなく、神が宿ると考えられた自然物、たとえば大岩や泉、山、大木などを中心に作られた神をまつる場所、という様子が想定されていました。



天狗山（松江市八雲町）

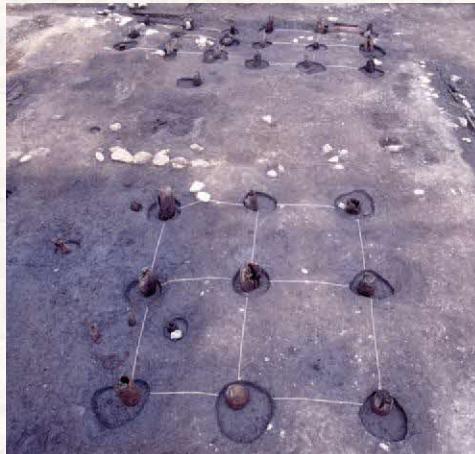
『出雲国風土記』には「熊野山」とあり「謂わゆる熊野大神の社坐す」と記されています。

出雲市青木遺跡の神社跡

一方で、発掘調査によって奈良時代の神社ではないか、と推測される遺跡も見つかりました。その代表は出雲市東林木（ひがしはやしぎ）の青木遺跡です。石積みの四角い基壇の上に、9本の「田」字形に並ぶ柱で建てられた社殿風建物が、全体で5棟見つかり、「大社造り」に近い社殿が復元されています。水の湧く井泉のまわりで祭りを行った様子なども見つかりました。出土した遺物も、神像や絵馬はじめ祭りに関わるものがたくさんあります。出雲郡北部の美談（みだみ）郷、伊努（いぬ）郷にあった社の可能性が高いと考えられています。



青木遺跡 古代神社の復元模型
(古代出雲歴史博物館蔵)



青木遺跡 古代神社遺構 左は9本柱の社殿が建っていた基壇、
右は「田」字形に9本の柱並んでいる社殿跡

青木遺跡の社殿は、風土記ができた頃には造られていた可能性が高いものと考えられています。そのほかの398か所の社が同様だったとは言えません。現在でも、宍道町石宮神社では大石がご神体とされ、本殿は作られていません。このような社殿（本殿や拝殿のような建物）がない「社」が多かったものと考えられています。全国的にみれば、整った神社の成立は、もっと時期が遅れると考えられているのです。



石宮神社（宍道町）のご神体

(4)かみまつりの源流

不可思議な自然への畏敬と崇拜

自然界の不思議な現象や、生き物の生死など理解の及ばない物事に対する恐れや崇拜は、私たち人類（ホモ・サピエンス）が登場したときから、社会の間であったものと考えられます。それは昔の人々が野蛮だったからではありません。私たち同様に、周りで起こる不思議な現象の正体を、頭を絞って考え、理解するために、様々なものへの畏敬・崇拜は始まり、やがて信仰としての形を整えていったと考えられます。科学が発達した現代では、説明できることも多くなって、そういう畏敬の念は少なくなっていますね。

古墳時代のまつり

信仰の形が、日本列島の広い範囲で一定の約束事として整ってくるのは、古墳時代頃からだと考えられています。4世紀後半ごろから、特に水を対象としたまつりとして現れてくるのが、発掘調査で明らかになって来たのです。地域の有力な豪族は、水が湧きでる井泉や湧水地、川の上流などから水を導き、木で作った大型の水槽に清い水を溜めて、まつりをしたようです。水槽周辺からは、土器や武器、紡績具、玉、動物や人をかたどった札などがたくさん出てくるのが特徴で、それらは後の社のまつりに通じるものです。豪族の館の中などにも同様の施設があり、建物や塀で囲っているものもあります。

このようなまつりは、その後も古墳時代を通じて続きます。まつる対象も巨石や大木、他地域との境界など、多岐にわたります。注目すべきは、祭祀遺跡ではしばしば、倉庫の建築材と思われるものが出てくることです。また、総柱建物と呼ばれる重たいものを支えるための建物跡も見つかることがしばしばあります。奈良時代以前に、まつりにあたって建物が使われたことは重要です。

松江の祭祀遺跡 松江市でも、石田遺跡や田和山A遺跡で5世紀から始まる水の祭祀の遺跡が見つかっています。また6世紀を中心とした豪族主体の祭祀遺跡として、八雲町東岩坂の前田遺跡でも水田へ水を引く水路の取水口付近で大規模な祭祀が行われているのが発見されています。



前田遺跡（八雲町）の発掘調査風景



石田遺跡（浜佐田町）出土の倉扉板

(5)あらためて風土記の社の姿

社のしつらえ 前に、奈良時代には明確な社殿は少なく、自然のさまざまなものが直接的な崇拝の対象だった、とお話しました。一方で、古墳時代のまつりの遺跡を見ると、ヤマト王権を中心にして、一定の道具立てや手法は出来上がりつつありました。前の時代のまつりの形式が断絶したとは考えにくいので、律令の神祇祭祀もその内容を引き継ぎながら定められたと考えるのが自然です。

そうであれば、神やご神体がいます本殿のような建物はなかったとしても、まつりの準備をしたり秘儀を行う建物や、まつりの道具を納める小さな倉、塀や門のような工作物などは存在する社もあったのではないかと考えたくなります。青木遺跡のように、実態が発掘調査で分かる例が増えてくれば、明らかになってくることでしょう。

社殿がある社 また、杵築（きづき）大社は宮を造ったと記されていますので、社殿が存在したはずですが、同様な例が松江にもあって不思議はありません。杵築大社とともに出雲神戸（いずものかんべ）を神領とする熊野大社や、別の社と表記が違う佐太御子社（さだのみこのやしろ・佐太神社）などは、社殿が存在した可能性があると思います。

(6) 風土記記載社と伝わる現在の神社

現在の風土記社とは何か

出雲地方には、現在も古い歴史を伝える神社がたくさんあります。特に松江市は奈良時代に国府が置かれた場所ですので、由緒ある神社がたくさん知られていますし、集落ごとに古いお宮がみられます。神社の多くは「出雲国風土記（記載）社」とか、「式内社（10世紀の『延喜式（えんぎしき）』神名帳に記載された社）」などが由緒に記されています。古代にさかのぼる歴史のある神社と伝わっているわけです。

それではそれらの神社は、奈良時代から連綿とつながってきているのでしょうか。学術研究の立場から言えば、その証拠はありません。では神社の由緒に意味がないのかといえば、それも違います。

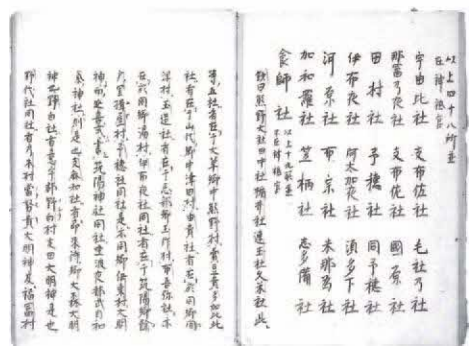


熊野大社本殿
風土記時代には熊野山にあったと記されています

1300年間途切れずに伝わるものはとても少ない 前にお話ししましたように、『出雲国風土記』自体も、最古の写本は16世紀のもの。中世の文書に出てくる社と照合できる神社もそう多くはありません。

社伝は長い歴史の中で変化したり、失われたりします。神社に伝わる由緒には、何らかの手が加えられている可能性があるのです。

しかし『出雲国風土記』には長い研究の歴史があります。江戸時代の前期（17世紀後半）には、地元の学者が風土記に記載されている内容について実地調査を行い、当時の山野河川や神社と風土記記載との照合を行いました（岸崎佐久次『出雲国風土記抄』天和三年1683）。当時の神社名は、時代背景の中で「大明神」とか「天神社」などの名をつけるなど、変化していましたが、地域の信仰の歴史や神社のあり方などを考慮して比定したのではないのでしょうか。それを契機に、現代にいたるまで連続と『出雲国風土記』研究が進められてきています。



『出雲国風土記抄』写本 意宇郡社部分

（ 写した部分は大字、
その後小文字で考証が書かれます ）

（島根県古代文化センターデータベースより転載）

近世の情報を検討できる有利さ

17世紀の神社と古代の社をつなげることは困難ではあったでしょう。しかし、現代と古代を直線で結ぶよりも、はるかに古代の情報は多く残っていたはずです。江戸時代に村々を訪ね歩いて得た神社の同定には、一定の確からしさがあるでしょうし、その後の研究の批判も受けながら現在に至ります。風土記記載社は地名を冠している社が多いことも、研究の助けになりました。もちろん、長い間に社地の移動などの変化もあるでしょうが、そういうことも含めて検証が行われてきています。また近代以降は、神社の格付けが行われたため、お宮の間で古い由緒を競う場合もありましたが、そのような論争の歴史は記録に残っています。

『出雲国風土記』記載社を めぐる歴史を背負う

風土記記載の神社を比定する研究には350年近い歴史があります。その後のさまざまな論争なども、733年に編集された『出雲国風土記』の重さを受け止めて、行われて来たものです。現在の神社と風土記社を関連付けて見ていくことは、そういう意味でも大事なことと言えるでしょう。

風土記社と現在の神社

長々と説明をしてきましたが、『出雲国風土記』記載の社の系譜をひく、と考えられてきた神社は次の一覧表（※P.58掲載）のとおりです（島根

県古代文化センター『出雲国風土記一校訂・注釈編一』）。もちろん、一部には異論もありますが、興味がある方は是非とも研究史をしらべ、ご自身の意見を公開してください。

なお、これらの神社の訪問記を、エッセイとしてまとめる予定です（「出雲国風土記の社を訪ねて」）。公開したら、ぜひご覧ください。



佐太神社 弥生時代以降、最も遺跡が多い場所に建ちます。境内からは平安時代までさかのぼる祭りの跡が見つかったので、古代から大きく位置が変わっていない可能性が高いと考えられます

『出雲国風土記』記載の松江市に該当する社一覧表

NO.	風土記記載	神社名	住所
1	熊野大社	熊野大社	松江市八雲町熊野2451
2	賣豆貴社	売豆紀神社	松江市雑賀町1663
3	由貴社	由貴神社	松江市馬湯町266
4	玉作湯社	玉作湯神社	松江市玉湯町玉造508
5	伊布夜社	揖屋神社	松江市東出雲町揖屋町2229
6	支麻知社	来待神社	松江市穴道町上来待242
7	野白社	野白神社	松江市乃白町779
8	久多美社	忌部神社に合祀	松江市東忌部町957
8	久多美社	久多美神社	松江市東忌部町
9	須多社	須多神社	松江市東出雲町須田523統1
10	真名井社	真名井神社	松江市山代町84
11	市原社	市原神社	松江市東出雲町揖屋
12	布吾彌神社	布吾彌神社	松江市玉湯町玉造
12	布吾彌神社	布吾彌神社跡	松江市八雲町熊野120-17
13	石宮社	大森神社	松江市穴道町佐々布738
13	穴道社	石宮神社	松江市穴道町白石638
14	野代社	野代神社	松江市浜乃木2の10の30
15	賣布社	賣布神社	松江市和多見町81
16	狹井社	佐為神社	松江市穴道町白石2464
17	狹井高社	佐為高守社	松江市穴道町白石2464
18	宇留布社	宇留布神社	松江市八雲町平原2038
19	伊布夜社	揖屋神社	松江市東出雲町揖屋町2229
20	由宇社	玉作湯神社に合祀	松江市玉湯町玉造508
21	布自奈社	布自奈大穴持神社	松江市玉湯町布志名151
22	同布自奈社	布自奈大穴持神社 境内社布自府神社	松江市玉湯町布志名151
23	野代社	福富神社	松江市乃木福富町514
24	前社	前社跡地	松江市八雲町熊野2644
25	田中社	田中神社跡地	松江市八雲町熊野181
26	詞門社	能利刀神社跡地	松江市八雲町熊野3170-10
27	楯井社	楯井神社跡	松江市八雲町熊野311
28	速玉社	熊野大社境内伊 那那美神社合祀	松江市八雲町熊野2451
29	岩坂社	磐坂神社	松江市八雲町西岩坂946
30	佐久佐社	六所神社	松江市大草町496
30	佐久佐社	八重垣神社	松江市佐草町227
31	多加比社	鷹日神社	松江市東津田町1376
32	山代社	山代神社	松江市古志原6の73
33	調屋社	筑陽神社	松江市東出雲町下意東815

NO.	風土記記載	神社名	住所
34	同社	筑陽神社	松江市東出雲町下意東815
35	宇由比社	宇由比神社	松江市穴道西来待157番地
36	毛社乃社	毛社神社	松江市八雲町東岩坂322番地01
37	那富乃夜社	那富乃夜神社	松江市八雲町東岩坂2193
38	國原社	宇留布神社合祀	松江市八雲町平原2038
39	田村社	田村神社	松江市八雲町西岩坂2302
40	市穂社	市穂神社	松江市東出雲町揖屋町596
41	同市穂社	市穂神社合祀	松江市東出雲町揖屋町596
42	伊布夜社	揖屋神社境内社 美穂津姫神社	松江市東出雲町揖屋町2229
43	阿太加夜社	阿太加夜神社	松江市東出雲町出雲郷587
44	須多下社	須多神社合祀	松江市東出雲町須田523統1
45	河原社	河原神社	松江市八雲町東岩坂1123
46	布宇社	布宇神社	松江市玉湯町林1204
47	末那為社	真名井神社境内 末那為社旧社地	松江市山代町84
48	加和羅社	高良神社	松江市八幡町
49	笠柄社	毛社神社境内 社笠柄神社	松江市八雲町東岩坂549
50	志多備社	志多備神社	松江市八雲町西岩坂1589
51	布自伎彌神社	布自伎美神社	松江市上東川津町1
52	多気社	多気神社	松江市上宇部尾町331
52	嵩神社	布自伎美神社	松江市上東川津町1
53	久良禰社	久良禰神社	松江市新庄町994
54	同波夜都牟志社	久良禰神社合祀	松江市新庄町994
55	川上社	川上神社	松江市上本庄町921
56	長見社	長見神社	松江市長海町59
57	門江社	布自岐美神社に合祀	
58	横田社	横田神社	松江市美保関町下宇部尾338
58	横田社	正法寺	松江市美保関町下宇部尾
58	横田社	横田神社	松江市美保関町森山277
59	加賀社	加賀神社	松江市島根町加賀1490
60	爾佐社	爾佐神社	松江市美保関千酌1061
61	爾佐加志能為社	爾佐加志能為神社	松江市島根町野井155
62	法吉社	法吉神社	松江市法吉町582
63	生馬社	生馬神社	松江市東生馬町235
64	美保社	美保神社	松江市美保関町美保関608
65	大碕社	大碕神社	松江市島根町大芦2106
66	大碕川辺社	大碕川辺神社	松江市島根町大芦2209
67	朝酌上社	多賀神社に合祀	松江市朝酌町970

「出雲国風土記」と松江の歴史

NO.	風土記記載	神社名	住所
67	朝酌上社	朝酌上神社跡	松江市朝酌町大森
68	朝酌下社	多賀神社	松江市朝酌町970
69	奴奈弥社	奴奈弥神社	松江市鳥根町野波2706
70	棕見社	久良阿・神社か	
71	大井社	大井神社	松江市大井町510
72	阿羅波社	阿羅波比神社	松江市外中原町54
72	阿羅波比社	照床神社	松江市黒田町64
73	三保社	三保神社	松江市美保関町福浦811
74	多久社	多久神社	松江市鹿島町南講武602
75.76	蛭蛸社	蛭蛸神社	松江市八束町江島184
75.76	蛭蛸社	地神社	松江市八束町二子501
75.76	蛭蛸社	三所神社	松江市八束町入江655
77	質留比社	質留比神社	松江市美保関町七類1917
78	方結社	方結神社	松江市美保関町片江721
79	玉結社	玉結神社	松江市美保関町片江1618
80	川原社	川原神社	松江市川原町147
81	虫野社	虫野神社	松江市福原町547
82	持田社	持田神社	松江市西持田町895の1
83	加佐奈子社	加佐奈子神社	松江市東持田町262
84	比加夜社	比加夜神社	松江市坂本町143
85	須義社	須義神社	松江市美保関町菅浦289
86	伊奈頭美社	伊奈頭美神社	松江市美保関町北浦304
88	御津社	御津神社	松江市鹿島町御津2911
89	比津社	比津神社	松江市比津町140
90	玖夜社	玖夜神社(鞆掛社)	松江市国屋町296
91	同玖夜社	玖夜神社	松江市国屋町313
92	田原社	田原神社	松江市奥谷町122
93	生馬社	生馬神社	松江市西生馬町320
94	布奈保社	布奈保神社	松江市浜佐田町1029
95	加茂志社	加茂志神社	松江市上佐陀町97
96	一夜社	多久神社に合祀	松江市鹿島町南講武602
97	小井社	大井神社 (鹿島町)合祀	松江市鹿島町名分1242
98	加都麻社	大井神社 (鹿島町)合祀	松江市鹿島町名分1242
99	須衛都久社	須衛都久神社	松江市西茶町106
100	佐太御子社	佐太神社	松江市鹿島町佐陀宮内73
101	比多社	佐太神社境内社	松江市鹿島町佐陀宮内73
102	御井社	佐太神社に合祀	松江市鹿島町佐陀宮内73

NO.	風土記記載	神社名	住所
103	垂水社	佐太神社境内社	松江市鹿島町佐陀宮内73
103	垂水社	國司神社合祀	松江市西長江町512
105	許曾志社	許曾志神社	松江市古曾志町859の2
106	大野津社	大野津神社	松江市大野町243
107	宇多貴社	佐太神社に合祀	松江市鹿島町佐陀宮内73
108	大井社	大井神社	松江市鹿島町名分1242
109	宇智社	内神社	松江市大垣町746
109	宇智社	佐太神社境内社	松江市鹿島町佐陀宮内73
112	奴多之社	奴多之神社 (内神社境外社)	松江市大垣町746
113	那牟社	草野神社に合祭	松江市上大野町1865
114	多大社	多大神社	松江市岡本町876
115	同多大社	鱸田神社	松江市岡本町
116	出島社	出島神社	松江市西浜佐陀町881
117	阿之牟社	森清大明神	松江市大垣町
118	田仲社	田中神社	松江市鹿島町佐陀宮内
119	弥多仁社	弥多仁神社	松江市荘成町194
120	細見社	細見神社	松江市大野町1372
121	下社	草野神社	松江市上大野町1865
122	毛之社	奎屋神社に合祀	松江市古志町1732
123	草野社	草野神社	松江市上大野町1865
124	秋鹿社	秋鹿神社	松江市秋鹿町2853
104	惠梯毛社		
110	惠曇海辺社	惠曇海辺神社	松江市鹿島町惠曇
111	同海辺社		
104	惠梯毛社		
110	惠曇海辺社	惠曇神社	松江市鹿島町惠曇374
111	同海辺社		
104	惠梯毛社		
110	惠曇海辺社	惠曇神社	松江市鹿島町佐陀本郷655
111	同海辺社		

※現在の神社との照合は『出雲国風土記一校訂・注釈編一』
(鳥根県古代文化センター編)によりますが諸説あります。

5. 描かれた山と野

『出雲国風土記』各郡の社の列挙の後には、郡の山が記されます。書き方は、「名前+山」と「名前+野」の二種類があります。どちらも、現在でいう山のことを指しているのですが、「野」は樹林が少なく、原や畑などが広がる山を指しているようです。なお、この本文以外に「登頂記」をエッセイとして載せてい

郡名	山・野名	ふりがな	郡家からの方向・距離	高さと周囲	現在の比定地	特記事項
意宇郡	高野山	たかの	正東19里	—	京羅木山	
	熊野山	くまの	正南18里	—	天狗山	檜・檀(まゆみ)あり、熊野大神の社坐す
	久多見山	くたみ	西南32里	—	黒目山	祖(まゆみ)あり
	玉作山	たまつくり	正西37里	—	花仙山	祖(まゆみ)あり
	神名樋野	かなびぬ	西北129里	高さ80丈 周り6里32歩	茶白山	西に松あり、三方に茅(かや)あり
嶋根郡	布自枳美高山	ふじきみの たかやま	正南7里210里	高さ270丈 周り20里	嵩山	烽(とぶひ)あり
	女岳山	めだけ	正南230歩	—	和久羅山、嵩山北の嶺の両説あり	
	蝨野	むしの	西南3里100歩	—	諸説あり	樹木無し
	毛志山	もし	正北1里	—	澄水山	
	大倉山	おおくら	東北9里108歩	—	枕木山	
	糸江山	いとえ	西北26里30歩	—	三坂山	
	小倉山	おくら	正東24里160歩	—	大平山	
秋鹿郡	神名火山	かなび	東北9里40歩	高さ40丈 周り4里	朝日山、佐太神社後の三笠山、佐太神社北東神目山説あり	佐太大神社はその山下なり
	足日山	たるひ	正北1里	高さ170丈 周り10里200歩	経塚山説と朝日山説がある	
	安心高野	あしむの たかの	正西10里20歩	高さ180丈 周り6里	本宮山	土體(つち)豊(こ)え渡り、百姓の膏腴(ゆたか)なる園なり。樹林(はやし)無し。但し上頭(いただき)に樹林あり。此れは神社なり
	都勢野	つせぬ	正西10里20歩	高さ110丈 周り5里	十膳山(諸説あり)	樹林なし。嶺の中に溝(いずみ)在り。周り50歩なり(ほか)
	今山	いま	正西10里20歩	周り7里	室山(諸説あり)	—

※安来市にあたる長江山、曇垣山は省略(1尺=0.286m、1歩=1.774m、1里=532.2m)

ますので、ぜひご覧ください。また、それぞれの山を詳しく解説した「『出雲国風土記』の山と野」もあわせてご覧ください。

● **エッセイ集2 『出雲国風土記』の山 登頂記** -「風土記の山」の風景と魅力-
<https://sitereports.nabunken.go.jp/147304>

● **詳細解説編 『出雲国風土記』と松江の山と野** 詳説
<https://sitereports.nabunken.go.jp/147302>

(1)山の記述の概要

記載する山の基準 山はたくさんありますが、郡によって掲載される数はまちまちです。たとえば、島根郡には7つの山野が記されますが、明らかに山が多い大原郡には6つの山野しか記されません。少なくともすべての山を記載する意図はないと言っていいでしょう。つまり、何らかの理由で選ばれた山が風土記には記載されているわけです。

選択の理由を明確に説明することは難しいのですが、目立つ山で記載されていないものも多いのが実態です。たとえば意宇郡では、宍道町域の山は特徴のある形の山が続きますが、記載がありません。島根郡では、松江



松江市役所から見た天狗山（てんぐやま・「熊野山」）
先がとがっている山で、松江市で最も標高の高い山です

市街からよく目立つ真山山系が書かれていません。一方で秋鹿郡には、目立つ山がおおむね順番に記されています。記載に差があるのは、当時の郡の行政にとって必要な山や、地域の伝承に深いかかわりのある山などが選ばれたからでしょう。

山の記載事項 山と野は、「山の名前」、「郡家からの方向と距離」、「高さと同周囲（記載されない山もある）」、「特記事項（記載されない山もある）」の順で記されています。ただし一覧表をご覧になればわかりますが、高さと同周囲は記しているものといないものが混在します。秋鹿郡は丁寧にすべての山に、高さと同

周囲の距離が記されているのが特徴です。一方、意宇郡と島根郡は重要な山だけに記されているようです。郡ごとに原書（素原稿）が作成されたと考えられますので、若干の基準の違いがあったのでしょう。

それぞれの山の樹木 意宇郡の山には、そこにある特徴的な樹木が書かれています。個別にわざわざ記すのは、特に重要な木だった可能性があります。たとえば熊野山に檜（ひのき）が記されるのは、熊野大社に宮があって、その造営や修理に必要だったからかもしれません。檀（まゆみ）は強靱（きょうじん）な木材で、弓の材料だったと考えられています。出雲国府近くには意宇軍団（おうのぐんだん、兵士の駐屯地）が置かれているので、兵士の弓の生産が重要だったものと考えられます。古代に軍と兵士が整えられていたことは驚きかもしれませんが、7世紀には朝鮮半島へ百濟（くだら、朝鮮半島の国のひとつ）救済のために、対外戦争にも行っています（白村江（はくすきえ）の戦い、663年）。領土を持つ国家として、地方での軍事装備も重要でした。

山の産物 各郡の山野記載に続いて、動植物が列記されています。まずは草木が書かれ、次に禽獣（とりけだもの）が書かれています。山野で採集・捕獲できる動植物があげられていると考えられます。

植物 草は数多く記載されていますが、そのほとんどは薬草と考えられます。10世紀の『延喜式（えんぎしき）』では、出雲は薬草を特産物として都に納めていることが記されます。風土記に書かれた草も、朝廷に貢納（こうのう）するものがあげられているものと考えられています。樹木は郡内の山にはえている主な木が記載されていると考えられますが、薬用のほかに出雲国や郡の行政に有用な食物材料や建築材、儀礼に必要な木材などが選ばれたと思われます。

鳥類 禽獣（きんじゅう・とりけだもの）はまず鳥が列挙され、その後には獣類が続けて列挙されています。鳥ではワシ、ハヤブサなどの猛禽類、ヤマドリ、ウズラ、キジなど樹林や樹間をすみかにする代表的な鳥が書かれています。水鳥は川や入海・池などに個



八幡鹿島古墳出土埴輪付属の鳥形装飾
(5世紀前半)

別に記されていて、山には記載がありません。猛禽（もうきん）類は鷹狩（たかがり）に用いますが、大型のタカ科の尾羽（おぼね）は矢の後ろに取り付ける矢羽（やばね）や武具・儀礼具の装飾などに用いられていました。そのほかの鳥は食用で重宝された種類が多いと思われます。

鷹狩り 猛禽類と樹間の鳥の組み合わせは、「鷹狩（たかがり）」との関連が強いとする考えがあります。ワシやハヤブサは鷹匠が放つ狩猟する鳥、ヤマドリ、ウズラなどは獲物として書かれたものと考えられるわけです。鷹狩は古墳時代（5世紀ごろ）には大陸から伝わり、地域の首長たちの権威の象徴として行われたと考えられています。奈良時代にも、国司（こくし）や国造（くにのみやつこ）などの「えらい」人たちが、その権威を見せつけるために、鷹狩を行ったり儀式の場で演出したりした可能性があります。

四足獣 獣類は現在でも見られる動物が記載されています。興味深いのはクマが意宇郡には先頭で出てきますが、島根郡と秋鹿郡には出てきません。現在と同様に、島根半島部の山にはクマは棲んでいなかったかもしれません。

ほかにはイノシシ、シカ、ウサギ、キツネ、サルなど、今でもおなじみの動物類が書かれていますが、オオカミはもう絶滅して見ることはできません。食用、毛皮など普段の生活に有用な動物であると同時に、おまつりや儀式で用いられる場合もあったと考えられます。



イノシシ形埴輪 イノシシ特有のたてがみがある
平所窯跡出土（5世紀後半）

(2)意宇郡の山

注書きが多い 6つ（松江市内は4つ）の山と1つの野が記されています。記載する基準でもお話したように、選択の基準は分かりませんが、意宇郡の



京羅木山（高野山：左）と星上山（右） 大根島より

場合、6山野中5つに注書きがあって、山で採れるものや特徴が記されています。それが選ばれた一つの理由だと推測できます。

高野山 一つだけ注書きがないのが高野山（たかのやま）です。現在の京羅木山（きょうらぎさん）と考えられますが、隣接する星上山（ほしかみさん）とともにいろいろな方向から見える山ではあります。推測を重ねると、平安時代には能義郡が意宇郡から分かれてできますが、その境界として目立つ山であることに意味を見出せるかもしれません。風土記にも野城大神の存在が記され、熊野大神を主神とする松江市南部とは地域単位が異なっていた可能性があります。古墳時代にさかのぼっても、古墳の特徴がこの山を境に違っていることも興味深いことです。

神の存在や信仰対象 熊野山（天狗山）には「熊野大神の社坐す」と注にあり、意宇郡の信仰上も重要な山だったとわかります。神名備野（かんなびぬ、茶白山）は神が籠（こも）るという意味がありますので、これも信仰対象の山だったことは間違いありません。



茶白山（神名備野）

(3)島根郡の山

山の注書き 6つの山と1つの野が記されています。島根郡の山野は、意宇郡と対照的で、注書きが少ないことが特徴の一つです。一方で布自枳美高山（ふじきみのたかやま）には「烽（とぶひ）有り」と注が書かれています。烽とは、国家の法律「軍防令」に記された国司が管理する軍事施設、狼煙（のろし）台のことです。重要な山だったことは明確ですね。



出雲空港から見た嵩山（左）、和久羅山

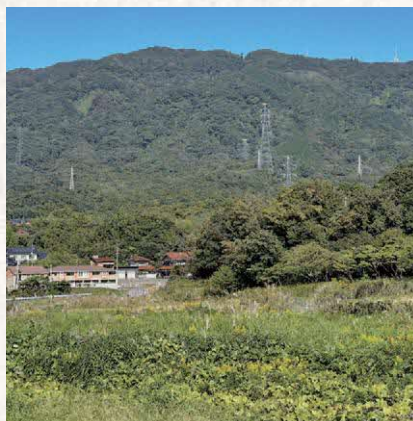
内側からの目 島根郡の中心は、現在の朝酌（あさくみ）川（風土記の水草河（みくさがわ））流域に広がる平野部です。持田地区、川津地区周辺部で、考古学から見て縄文時代以降、弥生時代・古墳時代にかけて遺跡が集中している地域です。また、『出雲国風土記』の記述から考えて、島根郡家（ぐうけ）もこの平野のどこかにあったはずです。



宍道湖南岸（布志名）から島根郡北山の山々を望む
（右から枕木山、三坂山、澄水山、太平山）

この平野に立って周りを見回すと、布自枳美高山（ふじきみたかのやま）、女岳山（めだげやま、嵩山か和久羅山か）、蟲野（むしぬ）、毛志山（もしやま、澄水山）、大倉山（おおくらやま、枕木山）、糸江山（いとえやま、三坂山か）、小倉山（大平山）を一望できます。その観点から見ると、島根郡の山は郡家のある中心地を取り囲んでいると理解することができます。

外側からの目 一方で島根郡の周囲から記載の山を眺めてみましょう。入海からは、中海から嵩山（だけさん）・和久羅山（わくらさん）と枕木山（まくらぎさん）を前面に西に続く山々を望むことができます。宍道湖からもほぼすべての山が見渡せます。さらに北に回って、大海（日本海）からは澄水山から太平山までを望むことができます。



川原町から望む澄水山（しんじさん）

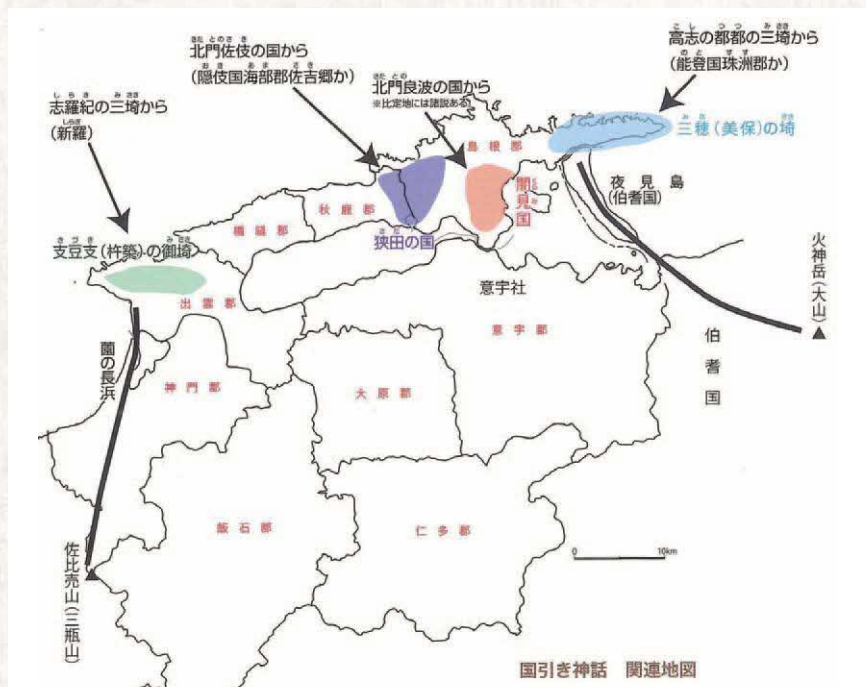


古志町から望む嵩山と和久羅山

しかもこれらの山々は、日本海沿いの各集落に流れ込む川の水源地、川の項では主要な川の源（みなもと）として澄水山（しんじさん）や太平山（おおひらやま）が記されています。島根郡の中心地の水源地は記載の山で全部がカバーされています。

国引き神話の「闇見国（くらみのくに）」 以上のことをまとめてみると、島根郡の山は持田から島根町大芦を結ぶ県道21号線松江島根線と、手角（たすみ）町・稲積（いなづみ）海岸を結ぶ山塊の切れ目（現在の県道152号線・県道37号線松江鹿島美保関線のライン）の間に収まっていることが分かります。裏をかせば、美保関町の大部分の山は記載されていないのです。山が低いから、という理由も考えられますが、ここで思い浮かぶのが「国引き神話」です。国引きの三番目（闇見国）の最後のセンテンス（現代語訳）を引いてみます。

「国来、国来と引いてきて縫いつけた国は、宇波の折絶（うはのおりたえ）から闇見国（くらみのくに）がこれである。」



国引きによる「佐太国」と「闇見国」の概念図（『古代出雲歴史博物館展示ガイド』2020より転載）

闇見国の西境は、その前に国引きした「佐太国」です。宇波の折絶から東は最後に国引きをした「美保埼」にあたります。つまり島根郡の山は、闇見国の主要な山と水源を網羅していることになるのです。ちなみに、大平山から西には真山（しんやま）、鳥ノ子山などがありますが、これらは古くは国引き神話という佐太国の範囲だった可能性があります。

「くら」の意味は さらに山と闇見国を関連付けることとして、大倉山、小倉山という名前があり、「くら」という共通音があることが分かります。大小の倉山は、二つの水源の山を挟み込んでおり、次項の風土記記載の川の水源をすべて含むことになるのも興味深いですね。

(4)秋鹿郡の山

3つの山と2つの「野」があげられています。「神名火山（かんなびやま）」から始まり、基本的に東から西へ順番に記載されています。ただ、3番目の「安心高野（あしむのたかの）」から先の3山は、郡家からの方向・距離が同じ正西一十里廿歩とされ、同所が登り口になっています。そのため、「都勢野（つせの）」と「今山」が、現在のどの山にあたるかは議論があります。

山の注記 まず5山野のすべてに、高さ（めぐり）が記されています。意宇郡と島根郡は代表的な山野一つにのみ記されているのと対照的です。全体に言えることですが、高さはどの候補にあてようと標高とは合致せず、登山道の長さとする考え方が一般的です。周囲は、どの部分で測るかは全く不明です。見た目の山容のおおかたの距離が記されているとしか説明できません。



宍道湖南岸玉湯町林付近から望む秋鹿郡の山野
右が朝日山、隣が経塚山、中央やや左の峰が本宮山

神にかかわる注記 特記事項も4つの山野に記されていて、詳しい説明が多いのも秋鹿郡の特徴です。一つは神社の存在が二つみられることです。神名火山には「佐太神社（さだのおおかみのやしろ）」が山下なり、とあります。これは今の佐太神社と同所と考えられます。「安心高野（あしむたかの）」には「但し上頭（いただき）に樹林あり。此れは神社なり」とあります。頂上は樹林があって、そこは神社だということです。樹林であることを根拠に、神社ではなく「神柱（かみのもり）」ではないかという説も有力です。8世紀前半にどれだけ社殿が成立していたか、という疑問から出てきた考えでもあります。

豊かな野の記載 もう一つは、「野」に特徴的な記載があることです。野とは、先にお話ししましたように、樹木がない（少ない）山を指すと考えられます。「安心高野」には、「樹林無し」とわざわざ断って、その部分は土が肥えていて農民にとって豊かな園だ、と書きます。安心高野に対応する現在の本宮山は、今でも山の中腹まで畑が広がり、「秋鹿ごぼう」をはじめとした農産物が栽培されているのは面白いことです。「都勢野（つせの）」も樹林無しとしたうえで、嶺の中に「いずみ」があると書いています。いずみは、水が湧き出ている泉のことと思われませんが、周囲の長さが約88mとされ、かなり大きな池状の水たまり、あるいは湿地のようです。湧水がたまっている場所かもしれませんが、詳細は不明です。

神名火山（かなびやま）はどっちだ 秋鹿郡の山の冒頭に出てくる神名火山は、風土記に記載される四つの「かなび」一つで、神が籠る特別な山です。ところが、これにあてる山については大きく2つの説に分かれます。

朝日山説 一つは古曾志町の西にそびえ、大橋川から西を望むとよく見える朝日山（342m）とする説で、研究の歴史では大勢はこちらを支持しています。秋鹿郡では最も目立つ山で、いかにも「かなび」にふさわしいと思えますが、注記の記載の解釈によって問題が生じます。



瀬ノ内から望む朝日山
佐太神社は右に伸びる丘陵の右手にあります

まずその高さです。風土記に卅（四十）丈とあり、これをそのまま換算すると71m前後にしかありません。朝日山説に立つ場合は、この数値に誤記または誤写があることが前提となります。もう1点は、「謂はゆる、佐太大神社（さたのおおかみのやしろ）は、即ちその山下なり」という記述との整合性です。佐太大神社は現在の佐太神社のことを指すと考えて間違いありません。佐太神社は古代から大きく場所を変えていない可能性が高いので、朝日山とはかなり距離があります。この説に立つ場合、佐太神社の背後に広がる丘陵までを、広く朝日山と解釈することになります。

佐太神社付近の山説

神名火山の高さの記述を尊重すると、朝日山には比定できません。またその山下にあり、という記述も佐太神社付近の山と考えた方がスッキリと理解できます。具体的にどの山かとなると、意見は一つにまとまってはいません。佐太神社北西の神



佐陀川（想定古代の佐太橋付近）から望む朝日山（左側の高い山）と三笠山（右端の円錐形の山）

目（かんのめ）山は、その名称が「かんなび」に通じることに加え、神在祭の神送りの際に見送る場所でもあり、有力な一説です。

一方、現在の佐陀神社の裏山の三笠山（98m）と考えると、大神社（おおかみのやしろ）がまさに山下にあたります。また円錐形の「かんなび形」の山で、特に南東から佐太水海に舟が入ってくると谷奥にきれいな山容が見えます。これも捨てがたい説と言えましょう。

なお佐太神社付近に神名火山を求める説に立つと、朝日山は「足日山（たるひやま）」にあてることになります。いずれにしても、秋鹿郡神名火山には諸説あり、ということになります。



佐太神社裏の三笠山（上佐陀町より）

里程が同じ西の三山野

「安心高野（あしむのたかぬ）」と「都勢野（つせぬ）」「今山」は、いずれも郡家の正西10里20歩（約5357m）と記されていますので、そのまま読めば同じところになります。ただし、山への方位里程は登り口までと考えるのが一般的ですので、大きく見れば連山の三つの山野と考えるべきでしょう。安心高野は上大野町の本宮山とすることに異論はありません。あとの二つの山は、西側の尾根続きの山と考えられます。

(5)松江と風土記の山

『出雲国風土記』の山野の項に記載された山には、選ばれた特別の理由・意味があったと考えられます。その意味はおそらく一つに限定されるのではなく、古代の人々が山に対して抱く様々な意味づけがあったものと推測されます。具体的に説明することはできませんが、松江（意宇郡、島根郡、秋鹿郡）の山には、他の郡と比べて共通することがあると考えます。松江は東西に湖が貫通しますので、南北に山があります。水海沿岸は平地ですから、山といってもさほど峻険な山岳ではありません。最も高い天狗山（てんぐやま）が、標高610mです。言い換えると、松江の山は人々にとても近い存在だったと思われます。

意宇郡の神名備野（かんなびぬ、茶白山）は神が籠る山にもかかわらず、三方に茅（かや）がはえていと記されます。おそらく住居の屋根や壁に使うための茅場だったのではないのでしょうか。神が籠っていても、人を寄せ付けないわけではないのです。熊野山（天狗山）には熊野大神がまつられていましたが、やはり用材を切り出しているようです。



宍道湖西岸から見た意宇郡神名備野（茶白山、右の尖った山）と島根郡布自積美高山・女岳山（嵩山・和久羅山 左の二山）

また秋鹿郡の安心高野（本宮山）では、土が肥えた山で、畑作が行われた様子が描かれます。樹林がない山ですので相当の面積が耕されていたものと思われます。この山も頂上に神社があるので、神は豊かさをもたらす象徴だったようにも思われます。

一般的に古代の人々が住まう地と、神や未知の何者かが棲む地とは、分離されているイメージがありますが、必ずしもそういうものばかりではないことがうかがえます。古代の松江に住む人たちにとって、山は「やさしい」存在だったのでないでしょうか。

6. 描かれた河川

『出雲国風土記』各郡山野の後には、郡の河・川が記されます。松江の川は「川」と「河」の2種類に書き分けられていますが、風土記全体では他郡に「大川」「小川」「小河」など、様々な記載の違いがあります。川の大小の書き分けは、その字のとおりと考えればいいのでしょうか、その他の書き分けに意味があるかどうかは、不明とされています。ここでは川と河は書き分けの意味があると考えます。詳細はコラム「川と河」に記載して公開する予定です。

	郡	記載名	比定河川	源流	源流比定地	通過地	合流地	比定地	産物
1	意宇郡	伯太川	伯太川	葛野山	東比田の山か	母里・播縫・安来の三郷	入海	中海	年魚 - 伊久比
2	意宇郡	山国川	吉田川	枯見山	羽根ヶ谷山か		伯太川	伯太川	
3	意宇郡	飯梨河	飯梨川	田原・枯見・玉嶺山	三郡山・羽根ヶ谷山か・玉峰山		入海	中海	年魚 - 伊久比
4	意宇郡	筑湯川	意東川	荻山	星上山		入海	中海	年魚
5	意宇郡	意宇河	意宇川	熊野山	天狗山		入海	中海	年魚 - 伊久比
6	意宇郡	野代川	忌部川 (野代川)	須我山	八雲山～三笠山		入海	宍道湖	年魚 - 伊久比
7	意宇郡	玉作川	玉湯川	□志山	葦山(城床山)		入海	宍道湖	年魚
8	意宇郡	来待川	来待川	和名佐山	上来待和名佐北部の山	山田村	入海	宍道湖	年魚
9	意宇郡	完道川	佐々布川	幡屋山	馬鞍山		入海	宍道湖	魚無し
10	嶋根郡	水草河	朝酌川	毛志山	澄水山		入海	大橋川	鮒
11	嶋根郡	長見川	長海川	大倉山	枕木山		入海	中海	鮒
12	嶋根郡	丈鳥川	椎木川	墓野山	忠山		入海	中海	
13	嶋根郡	野浪川	千酌路川、 里路川	糸江山	三坂山		大海	日本海	
14	嶋根郡	加賀川	澄水川	小倉山	大平山		大海	日本海	
15	嶋根郡	(多久川)	(講武川)	脱落か	脱落か				
16	秋鹿郡	佐太河	講武川	多久川・渡村	講武川・佐太神社 付近の分水地		佐太水海 入海	潟ノ内 宍道湖	鮒
17	秋鹿郡	山田川	秋鹿川 or 古曾志川	湯火山	秋鹿町山中 あたりの山		入海	宍道湖	魚無し
18	秋鹿郡	多太川	岡本川	安心高野	本宮山		入海	宍道湖	魚無し
19	秋鹿郡	大野川	大野川	磐門山	譲葉山 or 蛇喰山		入海	宍道湖	魚無し
20	秋鹿郡	草野川	草野川	大継山	大空山 or 門原の山 or 秋葉山		入海	宍道湖	魚無し
21	秋鹿郡	伊農川	伊野川 or 小境川	伊農山	秋葉山		入海	宍道湖	魚無し

(1)河川の記述の概要

河川を記載する基準 河川は、意宇（おう）郡に9本（松江市部分に6本）、島根郡に6本（二つの川が脱落しているか）、秋鹿（あいか）郡に6本が記されています。他の郡と比較すると、たくさんの河川が記されています。これは、松江市内が日本海と中海・宍道湖に面していて、河口のある川が多いことと関係するのでしょうか。

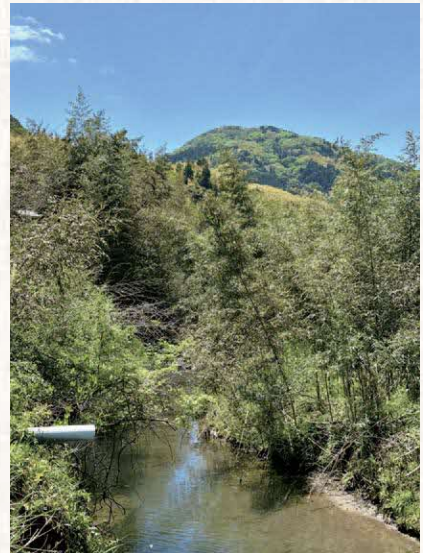
記載された河川は、基本的に大きな川が選ばれたとみて大過ないと思います。魚の記載がない川がたくさん記されていることから、特別な選択理由を想定することは難しいといえます。前にお話ししたように、特別な川を「河」と記すことで、差別化を図っているようです。

河川の記載事項 河川は、「河・川の名前」、「源流の場所の郡家からの方向と距離」、「源流の山」、「流れる方向」、「流れ出る水域」の順で記されています。河川によっては、「魚」の記載があります。筑湯（つきゆ）川（意東川）で例示すると、

「筑湯川。源は郡家の正東一十里一百歩なる萩山より出で、山の北に流れて入海に入る。（年魚あり。）」

とあります。山に比べて、水源と河口が明確に示されており、その位置が重要だったことがうかがえます。水は生命の根源であると同時に、古代からの主食で税の基準でもあった米（稲）を栽培するためには重要な資源でした。

地域をまとめ、治めていくためにも、水田に水を引くための川や水路の管理が、とても重要だったのです。



意東川（築湯川）
後方の山が水源の萩山（星上山）

河川の産物 河・川の最後には、多くの河川に魚の有無が記されています。松江の河川では、年魚（あゆ）、伊具比（いぐひ）、鮒（ふな）の三種が見られますが、斐伊川や神戸川には鮭（さけ）、麻須（ます）なども記されています。これ

らの魚は、通常棲んでいたり捕れたりする魚が記載されているのではなく、公用やまつり用として貢納・献上されたものだと推測されます。あえて「魚無し」と書かれているのは、魚がいなかったのではなく、御用に用いられなかったことを示しているのでしょう。

(2)意宇郡の河川

東から西へ 7つ（松江市内は5つ）の川と2つ（松江市内は1つ）の河が記されています。現在の安来市部分も含めて、東から順に河川が列举されています。方向を基準に列举されるのは、河川、入海、大海の項では、おおむね共通した書き方です。そして、重要で強調すべき「河」は、東から西へ向かう方向の順番の中で、別表現をされているわけです。



意宇川（背後は茶臼山）

魚記載が多い 「魚無し」と書かれているのは、宍道（ししぢ）河のみで、あとの河・川には「年魚」「伊具比」が「有り」と記されます。都に貢納や献上される魚が捕られていたものと考えられますが、国府が置かれた郡であることが関係しているかもしれません。他郡に比べて、官人として働く人々が多くいて、供される食事をたくさん作る必要があったことや、都に進上する貢納物を取りまとめる必要があったからでしょうか。

(3)島根郡の河川

川の数 1本の河と6本（より信頼できる脱落系写本では4本）の川が記されています。河川の項の最後に「以上の六の川は、並びに少々さし。魚无（なし）」とあるので、最古の細川家本をはじめとする脱落本系写本には、二本の川が何らかの理由で書写されなかった（脱落）可能性が指摘されています。1本は、加賀川が大平山（おおひらやま）を源流に佐太水海（さだのみずうみ）に注ぐ、という記述が矛盾するため、間に多久川（たくがわ）があったとするのが定説です。秋鹿郡の項に「嶋根郡の謂はゆる多久川、是なり。」という記述が裏付けとなっています。

もう1本は、直接的な根拠はなく不明瞭ですが、加賀川と多久川の間に「大崎川」も脱落しているという説があります。

記載の方向性 意宇郡のように、一つの方向で列挙されていません。これは、流出する水面が大橋川・中海（入海）と日本海（大海）に分かれているためだと推測されます。まず、入海に流出する川を西から東に記載します。水草（みくさ）河（朝酌川）、長見川（長海川）、丈鳥（たけとり）川（椎木川）と続き、東に向かうわけです。そして島根半島東端の美保埼を廻り、大海に注ぐ野浪（のなみ）川（里路川）以下が西に向かって記載された、と考えれば筋が通ります。

水草（みくさ）河 現在の朝酌川を本流とする川と考えられます。水草河だけ水源が二つ記されており、ともに毛志山（もしやま、現在の澄水山、しんじさん）とあります。

「水草河。源は二あり。（一の水源は郡家の東三里一百八十歩なる毛志山より出ず。一の水源は郡家の西北六里一百六十歩なる同じき毛志山より出ず。）」

一つは最も東側で本庄地区との境となる福原町の上流と考えて問題ないでしょう。もう一つは坂本川説と持田川説があります。澄水山は幅広で南北の奥行きもあるため、候補の川は諸説でてくるわけですが、どちらかと言えば、流域面積が広くて西持田町の谷にも分岐する持田川が有力と考えられます。上流に納蔵滝（のうくらのたき）があるあたりが、源流として認識されていたものと思われる。



朝酌川（背後の山は澄水山・大平山）

「並びに少々（ちひ）さし」 川の項の最後に、いずれの川も小規模である、という趣旨が記されます。水草河（みくさがわ、朝酌川）を除く川は、確かに流域面積も長さも小さいものです。意宇郡のように、中国山地の北麓を水源とするのではなく、どの川も北山山系の枕木山から大平山（おおひらやま）を水源としますので、河口までの距離は短くなるのは必然といえるでしょう。小河川だけでも書きました、という意味ならば、島根郡（の豪族）にとっては、意味深い川だったのでしょう。

(4)秋鹿郡の河川

川の数 1本の河と7本（脱落系写本では5本）の川が記されています。河川の項の最後に「以上の七の川は、並々に魚無し。」とあるので、最古の細川家本をはじめとする脱落本系写本には、二本の川が何らかの理由で書写されなかった（脱落）可能性が指摘されています。山田川を秋鹿川とした場合には、その前に現在の古曾志（こそし）川と長江川に相当する川が記載されていた、とする説があります。

記載の方向性 記載された河川を見る限り、東から西に一つの方向で列挙されているようです。伊農（いの）川は、現在出雲市の伊野川か小境（こざかい）川と考えられます。

佐太河 現状で記載が確認される6河川の中で、佐太河の記述だけが特別に豊富です。佐太川にあたる現在の佐陀川は、江戸時代に藩命で清原太兵衛（きよはらたへえ）らにより排水路・運河として開削されて、日本海とつながっていますが、古代は鹿島町内から流れ出て、佐太水海に入り、入海（宍道湖）に流れ込む川でした。水源は東が多久川（今の講武川）で、島根郡の講武平野上流から流れてきます。さらに西側にもう一つの水源として「**渡村（わたりむら）より出ず。**」と記されています。川の名前ではないため、現在の佐太神社付近の泉か湧水から流れる小川だったと推測されます。わざわざ渡村に源流を求めているのは、佐太大神がふもとに鎮座する神名火山（かんなびやま）が水源であることを明示するとともに、恵曇陂（えとものつつみ、後述）の水源も渡村の水田にあることと関係するのでしょう。渡村は標高の低い分水嶺で、陸地でありながら舟を引いて越せる、「舟越（ふなこし）」だった可能性が指摘されています。



佐陀川の河口付近



講武川（多久川）の上流
奥に小さく太平山が見えます

二つの川が合流して「佐太水海」に入り、水海は入海（宍道湖）に通じている、と記載されています。入海との出入口は「潮（みなと）」と書かれ、その長さが約270m、幅が約18mと詳しく記述されています。舟の通行が可能なことを明確に記しているのかもしれませんが。「鮒（ふな）有り」と魚記載があるのも、秋鹿郡では佐太河（佐太水海）だけです。



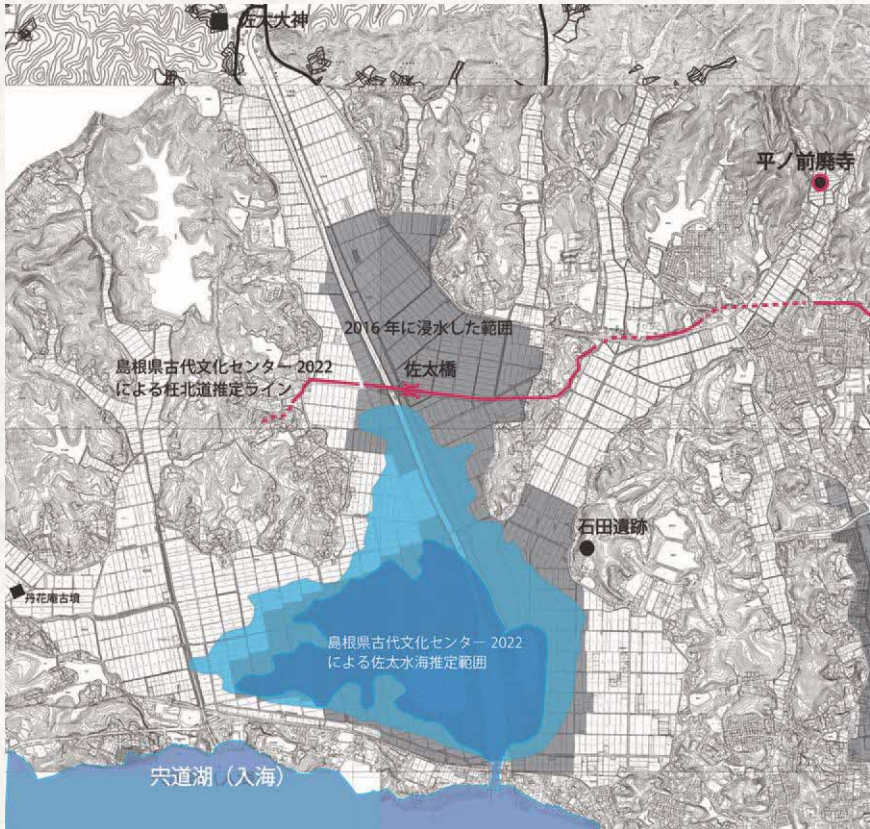
「佐太川」西源流「渡村（わたりむら）」付近
(松江市鹿島歴史民俗資料館2022より)

佐太水海（さだのみずうみ） 佐太河の下流が佐太水海です。周囲が七里と書かれているので、奈良時代は沿岸の長さ4km弱の水域だったようです。その名残りは、浜佐田町の海洋センター付近にある潟ノ内（かたのうち）で、佐陀川の東西に小さな池として見るすることができます。（※P.78掲載）

現在は美田地帯となっている湖北平野は、かなり広い範囲で水海だったことが分かります。古代以降、佐太河などが流す土砂により、徐々にその範囲は狭くなっていったと推測できますが、耕地として開発されたのは江戸時代以降が主体だったようです。17世紀後半には、湿地に広がっていた



西側潟ノ内と古曾志町の水田、本宮山（高野山）



佐太水海の復元 薄い水色は標高1mの範囲、灰色は2016年豪雨で浸水した範囲

芦（あし）原を刈りはらい、水田としての利用が始まりました。18世紀後半には、佐陀川の開削に伴って発生した土砂で埋め立てを行い、耕作地が広がっていきました。その後も水害や塩害に悩まされながらも、水田の開発や維持管理が続けられ、生馬地区や古江地区に残る広い水田が現在に残っているのです。

さて時代を古代に戻しましょう。佐太の水海から佐太川をさかのぼると、佐太御子社（さだみこのやしろ、佐太大神の社）があります。そのあたりを分水嶺として、西側には恵曇陂（えとものつつみ、後述）につながる川があり、その下流は大海（日本海）につながります。この低い分水嶺あたりが、「佐太国」の中心地で縄文時代から弥生時代、古墳時代まで遺跡が多く存在します。穴道湖と日本海を結ぶ交通の結節点だったからです。佐太水海は、この水上交通の穴道湖側に

広がる水面で、おそらく当時の比較的大きな船（準構造船）が入ってきて、沿岸の港に停泊したものと推測されます。一度荷揚げし、小さな丸木舟に積み替えて佐太御子社あたりで舟越をし、日本海に抜けたと想像できます。

佐太水海にほど近い丘陵の先端にある浜佐田町石田遺跡からは、港を意味する「宿泊」の字が書かれた奈良時代の土器が出土しています。泊は古語では「とまり」と読み、船が停泊する場所のことを指します。石田遺跡は古代の港湾施設だったと考えられ、佐太水海に港があったことは間違いありません。現在も水海推定地の周辺に港を意味する地名（薦津（こもづ）、船津、大舟津、船場など）が多く残ることも、意味深ですね。

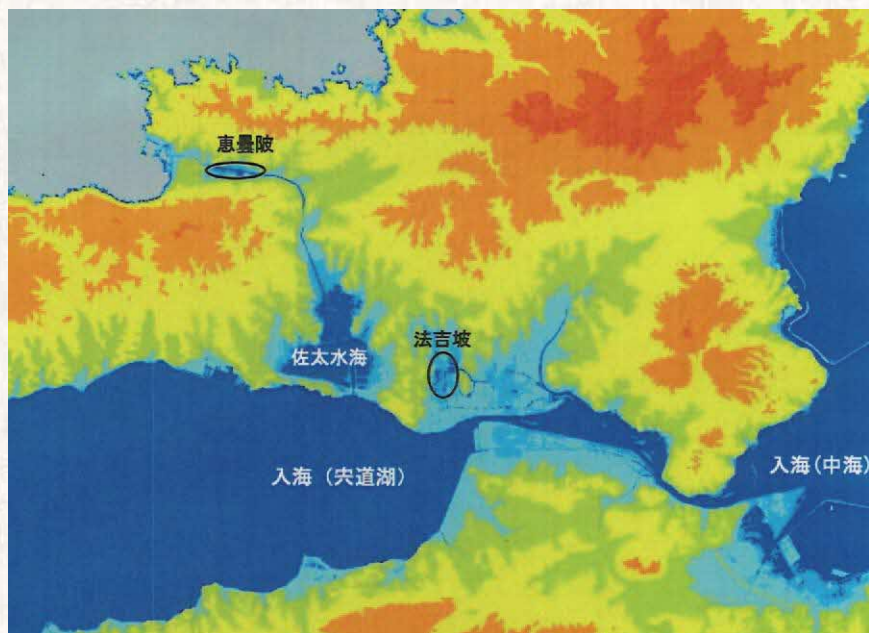
7. 坡・陂（つつみ）と池

(1) つつみといけの違い

『出雲国風土記』各郡河川の後には、坡・陂（つつみ）と池が列挙されています。「つつみ」は2種類の漢字で表現されていますが、双方に意味の違いはないと理解されています。語感からすると、つつみは人工池、いけは自然池のように感じますが、風土記の書き分けを全体的にみると、「つつみ」が自然池、「池」は人工の灌漑（かんがい）池を指しているとみて問題ありません。

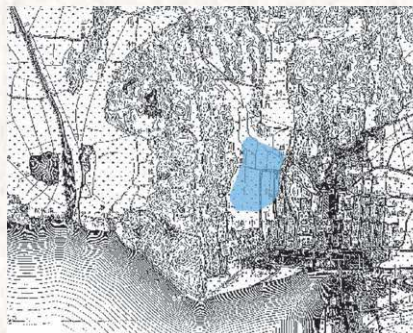
(2) 坡・陂（つつみ）

坡の概要 松江市域には、島根郡に「**法吉坡**（ほうきのつつみ）」、「**前原陂**（さきはらのつつみ）」、秋鹿郡に「**惠曇陂**（えとものつつみ）」が記載されています。下の地図は、標高1m以下を濃い青色、2m以下をやや薄い青で表示したものです。現在の地形を見ても、佐太水海部分以外に2か所の標高が低い部分が見られます。東が法吉坡、西北が惠曇陂のあった部分になります。



現在の松江市付近の色別標高図と水海・坡の位置
（標高1m以下が濃い青）

法吉坡（ほうきのつつみ） 松江城の西側、現在の黒田町にあたる部分に存在した自然の池と湿地です。中原町付近から東に向かって砂嘴（さし）が発達し、松江城のある亀田山の南裾まで延びたため、入海（宍道湖）との間の出口が塞がれてできた水たまりと考えられます。周囲が五里（2.66km）、深さが七尺ばかり（2m）とあり、結構広い水面だったことが分かります。



法吉坡の推定地（水色部分）

3種の水鳥と鮎（ふな）に合わせて、須我毛（すがも）という植物が生えていたと記載されています。須我毛という植物は風土記でここだけしか記載がなく、詳細は不明です。ただ池の記載に、しばしば「蔣（まこも）有り」とみられますので、イネ科で背の高い植物でしょうか。興味深いのは「夏の節に當りて尤（はなは）だ美（うま）き菜在り」と注記されていることです。夏においしい水域でできる菜ということで、ジュンサイなどが想定されています。この池の名物だったのでしょう。

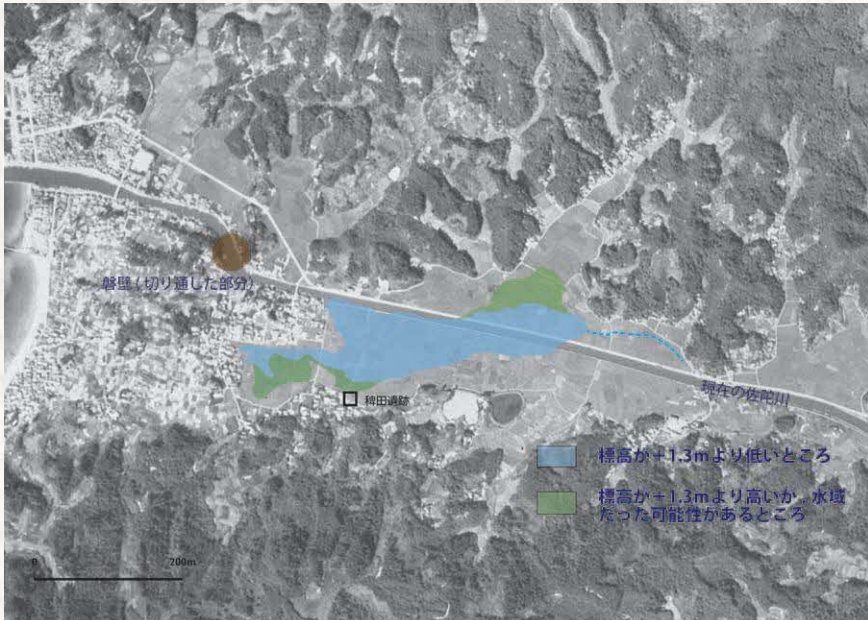
黒田町付近は昭和までは水田が広がり、冬には名産の黒田セリが栽培されて、小舟で収穫をしていました。土地が低く、地下水位が高いため、おいしいセリの栽培に適していたようです。夏と冬で季節は違うものの、水域の美味しい菜が名物になっていることは面白いですね。

前原陂（さきはらのつつみ） 入海の項の「前原埼」に、詳細な記載がありますので、後で合わせてお話しします。（※P.90掲載）

恵曇陂（えとものつつみ） 現在の鹿島町支所付近から古浦の砂丘付近まで広がる低地が、恵曇陂があったところです。海からの強い風で形成された古浦砂丘が、川の出口をふさいだためにできた池と考えられます。周囲は六里（約3.2km）とありますが、後に出る恵曇浜の記述を見ると、風土記の時代をさらにさかのぼった時期に大規模な排水工事が行われたことが分かります。つまり、もっと広い池だったことを暗示しています。

佐陀本郷の南側丘陵に近い稗田（ひえだ）遺跡の調査では、弥生時代後期ごろ（2世紀ごろ）まで水が溜まっていた状況が発掘調査で明らかになり、広い水域

があったことが分かります。古墳時代後期（6世紀後半ごろ）には水田化されていて、池の水際付近の水田開発が進んでいることをうかがわせています。弥生時代の大型の船材なども出土しています。



恵曇陂の推定地

恵曇陂の豊かな記載 恵曇陂に関しては詳しく記述していて、おもしろいのは、より具体的な記述と少し神秘的な記述が混在していることです。まず具体的な記述を見てみましょう。

「養老元年より以往（さき）は、荷葉（はちす）、自然に叢（む）れ生（お）ふること、太（はなは）だ多かりき。二年より以降、自然に亡失せ、都（かつ）て茎無し。」

養老元年（717）から養老二年（718）までの一年間のことと具体的に年次を示したうえで、元年からはハスが水面を覆うように生えていたものが、二年以降はいつの間に消え失せて茎すらもない、というわけです。自然に起きた事実をそのまま書いていますが、その背景には言及しません。この間に何か事件が起きたのかな、とも思わせますがその真意は不明です。

さらに前の文に続けて以下の様に書きます。

「俗人（くにひと）云へらく、『其の底に陶器（すゑもの）・甕（みか）・甕（かめ）等の類ひ、多く有り。古より時々人溺れ死にき。深き浅きを知らず』といへり」

俗人（くにひと）とは地元の人、という意と考えられます。土地の言い伝えとして、焼物などが底にたくさん沈んでいて、昔から時に人がおぼれ死んでいる。この池が深いか浅いかもわからない、というわけです。まるで池から手でも出てきて、人を水中に引きずり落とすような恐怖感と神秘性を感じさせます。ただ古代の人が恐怖感を感じていたのかどうかは微妙な問題です。焼き物の種類を見ると、まつりで多く使うものが選ばれていることから、ずっとこの池で祭りが行われていた可能性も指摘されます。そうした神聖な場所をたとえる言い方かもしれません。

(3)池

意宇郡に2つ、島根郡に5つ、秋鹿郡に4つの池が記されています。坡・陂（つつみ）は名前に現在も残された地名が冠せられているので、現在地との比較

『出雲国風土記』記載の松江地域の池一覧表

郡名	池の名前	ふりがな	比定される現在地	周囲	注記事項
意宇郡	津間抜池	つまぬきのいけ	浜乃木町の旧競馬場付近か	二里卅歩(1135m)	鳥・鴨・鮒・蓼有り
意宇郡	真名猪池	まないのいけ	矢田町蟹穴池	一里(532m)	
島根郡	張田池	はりたのいけ	東生馬町半田池	一里卅歩(585m)	
島根郡	匏池	ひさごいけ	浜佐田町瓢箪池	一里一百一十歩(727m)	蔣生ふ
島根郡	美能夜池	みのやのいけ	藤津町蛭が池か	一里(532m)	
島根郡	口池	くちいけ	上本庄町畑下峠池か	一里一百八十歩(851m)	蔣・鴛鴦有り
島根郡	敷田池	しきたのいけ	東生馬町敷居谷辺りか	一里(532m)	鴛鴦有り
秋鹿郡	深田池	ふかだのいけ	鹿島町佐陀本郷深田辺り	二百卅歩(408m)	鴛鴦・鳥・鴨有り
秋鹿郡	杜石池	もりしのいけ	鹿島町佐陀本郷森田池	一里二百歩(877m)	
秋鹿郡	蜂峠池	はちみねのいけ	鹿島町佐陀本郷峯谷辺りか	一里(532m)	
秋鹿郡	佐久羅池	さくらのいけ	鹿島町佐陀本郷佐久羅谷辺りか	一里一百歩(550m)	

島根郡の池 島根郡には周囲が500m～900m程度の5つの池が記されています。そのうち名前と規模がよく似ていることから、**張田（はりた）池**は東生馬町の半田池、**匏（ひさご）池**は浜佐田町の瓢箪（ひょうたん）池をあてることで異説はありません。ほかの**美能夜（みのや）池**、**口池**、**敷田（しきた）池**に関しては残された地名からは決め手に欠けています。

秋鹿郡の池 秋鹿郡の4つの池は、いずれも鹿島町佐陀本郷（恵曇郷）に比定されています。同じ地名や似た名前の池が存在しているからです。いずれも1里前後の規模が大きくない池です。恵曇浜の記述では、時の島根郡郡司大領（だいらょう、長官）だった社辺臣訓麻呂（こそべのおみくにまる）の祖先が、恵曇陂（えとものつつみ）の水を排水して田を開発する伝承が記されています。この開発時にできた水田に、水を入れるために作られた新たな池を選んで記載した可能性があります。



鹿島町森田池

（古くは風土記記載の杜原（もりはら）池と考えられています。）

8. 入海の情景

『出雲国風土記』では、宍道湖、大橋川、中海を通して「入海（いりうみ）」と記します。前にお話した法吉坡の（ほうきのつつみ）存在や、松江市街地の東側にも広い水域が広がっていたことなどもあり、三者の一体感が今より強かったものと推測されます。個別の詳細は「入海詳説」を公開する予定です。



枕木山から中海、大山を望む



浜佐田町から宍道湖を望む



東側から大橋川を望む

(1)入海の記述の概要

入海条の記載内容 松江にあたる3つの郡では、河川、坡（つつみ）・池に続いて、入海にかかわること記載されます。記載される項目は、浜・島・埼・促戸（せと）・名勝・産物などです。意宇郡では東から西に、島根郡では西から東に順番で記されていきますが、秋鹿郡には個別記載はなく、産物のみが記されています。

「入海」条に記載された項目一覧表

郡名	名前	ふりがな	比定される現在地	周囲・高さ	注記事項	備考
意宇郡	門江濱	かどえのはま	安来市門生町・吉佐町周辺の中海岸		伯耆と出雲との二の國の堺なり	安来市
意宇郡	粟嶋	あわしま	米子市彦名町粟島神社のある丘		椎・松・多年木・宇竹・真前等の葛有り	米子市
意宇郡	砥神嶋	とかみしま	安来市安来町の十神山	周三里一百八十歩 高さ八十丈	椎・松・葦・菅頭嵩・都波・師太等の草木有り	安来市
意宇郡	加茂嶋	かもしま	安来市亀島町の亀島		既に磯なり	安来市
意宇郡	子嶋	こしま	埋没か		既に磯なり	安来市
意宇郡	羽島	はしま	安来市飯島町の権現山		椿・比佐木・多年木・蕨・菅頭・葛有り	安来市
意宇郡	塩桁嶋	しほたてじま	松江市竹矢町の塩桁島		蓼螺子・水蓼有り	
意宇郡	蚊嶋	かしま	松江市嫁が島	周六十歩	四方は並びに磯なり(中央に毛糠許に、木一株・萱有りと曰ふ、磯に螺子・海松有り。)	
嶋根郡	朝酌促戸	あさくみのせと	松江市朝酌町矢田から福雷町にかけての大橋川の狭まった所		東に通道有り、西に平原在り、中央に渡あり…	
嶋根郡	朝酌渡	あさくみのわたり	松江市朝酌町矢田付近の渡し場	廣さ八十歩許	国廳より海辺に通う道なり	
嶋根郡	大井濱	おおいはま	松江市大井町の浜辺		海鼠・海松有り。又、陶器を造る	
嶋根郡	邑美冷水	おほみのしみづ	松江市大海崎町目無水		記載多い。本文詳説参照	
嶋根郡	前原埼	さきはらのさき	松江市大海崎町説と松江市美保関町万原説・サルガ鼻説あり		記載多い。本文詳説参照	
嶋根郡	蛭蛸嶋	たこしま	松江市八束町大根島	周一十八里一百歩、 高さ三丈	記載多い。本文詳説参照	
嶋根郡	蜈蚣嶋	むかでしま	松江市八束町江島	周五里一百州歩	記載多い。本文詳説参照	
嶋根郡	和多々嶋	わただしま	美保関町下宇部尾の和田多鼻	周三里二百二十歩	椎・海柘榴・白桐・松・芋菜・菅頭嵩・露・都波・猪・鹿有り	
嶋根郡	美佐嶋	みさしま	美保関町下宇部尾の和名鼻の半島	周二百六十歩	椎・樺・茅・葦・都波・菅嵩有り	
嶋根郡	戸江剗	とえのせき	美保関町森山あたりにあった関			
嶋根郡	粟江埼	あわえのさき	境港市外江の対岸付近の嶋か		夜見嶋に向かう。促戸渡二百一十六歩なり	

(1尺=0.286m、1歩=1.774m、1里=532.2m)

(2)意宇郡（おうのこおり）の入海記載

松江市域では少ない記載 意宇郡には、中海から大橋川・宍道湖まで、一つの浜と7つの島が記されています。そのうち、門江浜（かどえのはま）から羽島（はしま）までは安来市の範囲になり、松江市では塩楯島（しおたてじま）と蚊島（かしま）が記されるのみです。意東、揖屋、竹矢などには浜があり、集落があったことは間違いありませんが、特に記載されていません。大海（日本海）には多くの浜が記されていますが、入海では特筆すべき浜が厳選されているようです。意宇郡では、伯耆国（ほうきのほま）鳥取県西部）との境界にあたる門江浜が選ばれました。

景勝地的な島 大橋川の**塩楯（しおたて）島**は、大橋川にうかぶ手間天神社（てんまてんじんじゃ）の境内となっている塩楯島です。円形の島で、この付近が川底の高さが最も浅いところです。ですので、潮の干満によっては中海方面からの海水を絶てる、という意味で塩楯島という名がついたと考えられます。



南から見た塩楯島

宍道湖唯一の島、嫁が島は「蚊島（かしま）」と記されています。「野代の海中」にあり、と場所が特定されているのが特徴です。ここでいう野代の海とは、江戸時代以降に袖志ヶ浦（そでしがうら）と呼ばれた円城寺の山の湖岸あたりを指すのかもしれませんが、島内の記述も多く、古代から景勝の地だったものと思われます。

(2)島根郡の入海記載（朝酌渡から前原埼）

島根郡の入海の項は、舟に乗って見える景観が、西から東へ順番に記されたと考えられています。

朝酌促戸（あさくみのせと） 始まりは「朝酌促戸（あさくみのせと）」です。促戸は狭門（せと）が語源ともいわれ、字のように狭く押し迫った入口・通り

道という意味と考えられます。現在の瀬戸に通じる地形表現でしょう。

大橋川は、西から進むと朝酌町矢田付近で、一気に幅を狭めます。ここを入り口として、朝酌促戸が東（実際の方位は南東）に続いていくのです。狭い水道はしばらく続き、丸い島（塩楯島）の手前付近から少し北に折れて、やが



朝酌促戸の風景

西上空から手前から奥に向かって記述が進みます

て中海に至ります。あとでお話するように、官道（枉北道、きたにまがれるみち）が川を渡る「渡（わたり）」が設置され、東西の水路と南北の陸路が交差する交通の要衝（ようしょう）でした。そのため「市場」が設置され、四方から市人（いちびと、商品の取引をする人か）が集まっていると書いています。そのほかにも、多くの情報が「風土記」には記されています。特に川で行われている漁業の手法や魚・鳥の動きなどの情景が、生き生きと描写されています。意宇郡と島根郡を結ぶ公の渡し場、「朝酌渡」も、この促戸を通りますので、今でいえば官民が入り混じって、人々が集まる重要な場所だったことは間違いありません。大橋川で分断された松江の南北をつなぐ、江戸時代から昭和にかけての松江大橋周辺と同じような状況が想像されます。詳しくは、後に公開予定の「入海詳説」をご覧ください。

大井浜 大井町の浜辺と集落です。島根郡の中海沿岸では、唯一の「浜」という記載で、大井が取り上げられた理由があるはずですが、それを推測するヒントは、記述の中にあります。

「**則ち海鼠（こ）、海松（みる）あり。また、陶器（すえのもの）を造れり。**」

特に注目すべきは、後段の陶器を造る、という記載です。この時代の焼き物で「すえのもの」といえば、須恵器（すえき）といわれる土器の一種を示します。須恵器は斜面に築かれた窯で、高温で焼きしめられた土器で、実際に大井



大井浜の風景 東から（家が並ぶ集落付近が大井町）

町周辺にはたくさんの須恵器窯跡が見つかっています。風土記の時代には、出雲国で使われる須恵器のほとんどを大井で焼いています。あちこちで須恵器を焼く煙が立ち上る風景は、舟からもよく見えたことでしょう。大井浜と須恵器生産については、コラムも用意していますので、公開したら読んでみてください。

邑美冷水（おおみのしみず）・前原埜（さきはらのさき） 邑美冷水（おおみのしみず）

は、大井の集落と大海崎町の集落の間にある目無水（めなしみず）、前原埜（さきはらのさき）は大海崎（おおみさき）集落の周辺とする説が有力です。この二か所の記述は、よく似ています。一つは地形と景観の特徴です。ともに東西北の三方は急な崖地形になっていて、南側には泉や池があります。さらにその南に中海が広がる景勝の地となっています。たとえば邑美冷水の地勢は以下の通り描かれています。

「邑美冷水。東と西と北とは山にして、並びに嵯峨（さが）し。南は海にして瀟漫（ひろくな）く、中央は齒（かた）なり。」

もう一つは、どちらも人々が集まって、宴会を行う様子が描かれていることです。邑美冷水は

「男も女も老いたるも若きも、時々に叢（むら）がり集ひて、常に燕會（うたげ）する。」

前原埜では

「男も女も時に随ひて叢り會（つど）ひ、或は愉樂（たの）しみて歸り、或は耽遊（あそ）びて飯（かえ）ることを忘れ、常に燕喜（うたげ）する地なり。」

と描きます。同じような記述ですが邑美清水は老若男女、前原



目無水から中海を望む



大海崎集落から中海と大山を望む

埼玉は男女だけが楽しむところに違いがあり、興味深いところです。レジャーと男女の出会いについては、エッセイ「古代人のレジャーと観光」で詳しく触れていますのでご参照ください。

●エッセイ集3 『出雲国風土記』にみる古代人のレジャーと観光〈松江市編〉

<https://sitereports.nabunken.go.jp/147305>

(3)島根郡の入海記載（蛸蛸島・蜈蚣島）

大海崎から東に行くと大根島があります。中海に浮かぶ大根島は蛸蛸島（たこしま）、江島は蜈蚣島（むかでしま）と記されています。大根島・江島は約20万年前に噴火した火山で、その頂上部分が中海に顔を出しているのです。ですので、島全体は玄武岩（げんぶがん）と呼ばれる溶岩が冷えて固まった岩石が基盤となっています。

タコとムカデ、という生物が名前となっていますが、出雲郡杵築御崎（きづきのみさき）から羽根の広い大鷲がタコをくわえてこの島に来たから「タコ島」、そのタコがムカデを食べて江島に来たから「ムカデ島」と呼んだという伝承が記されています。



枕木山から中海と大根島・江島・大山を望む

蛸蛸島（たこしま） 蛸蛸島は大根島のことで、「タコ」がなまって「ダイコン」と変化したと考えられています。ここの玄武岩は、江戸時代以降に切り出され、船で松江城下町に運ばれて、建物の基盤・基礎などに使われました。黒くて硬い島石は、泡状に小さな空洞があり、黒くて見栄えもいいこともあって、近年まで石垣などにもよく利用されています。今でも中海湖岸に切り出した島石が転がっているのを見ることができます。

ところで『出雲国風土記』には、土地は豊かに肥えている、と記されています。また、牧あり、との記述から、馬を放牧して育てていたと考えられます。周りを水域で囲まれて、豊かな土地が牧草を生やす大根島は、牧場にぴったりだったことでしょう。

蜈蚣島（むかでしま） 江島は大根島よりは小さい島ですが『風土記』では記載が多く、

「東の辺に神社あり。以外は皆悉（ことごと）く百姓の家なり。」

という記述を見ると、両島の人々の生活の中心は江島にあったようです。

江島も土が豊かに肥えていて、桑や麻がよくできるとの記述があります。

蜈蚣島の最後に、東対岸の伯耆国夜見嶋（ほうきのくによみのしま、現在の鳥取県弓ヶ浜）との関係が記されます。夜見嶋との間は1km強で幅20m弱の砂州があって、満潮時は1m弱の深さになるが、干潮時にはつながる、というのです。二島の間は馬に乗って渡るので、江島大橋でつながる現在とは全く違う景色が想定されます。江戸時代の終わり頃に、この部分の土砂を掘り上げて農地開発に使った、という記録があるので、近世以降に現在のような海峡が出来上がっていったと考えられます。

(3)島根郡の入海記載（和多々嶋・美佐嶋・戸江割・粟江埼）

中海の北岸、現在の美保関町の海辺に関わる記載が4か所続きます。入海項に記されるのは、夜見嶋（弓ヶ浜半島）と向かい会う海峡部分での途中までで、現在の境港市外江の対岸付近が、大海との境界です。

和多々嶋（わただしま）・美佐嶋（みさしま） どちらも下宇部尾町の入り組んだ海岸付近の、現在は陸続きになっている岬・鼻とする考え方が有力です。

戸江割（とえのせき）・粟江埼（あわえのさき） 割とは、主要な交通路に設置された関所のことを指します。風土記では国境に設置されていますので、戸江割は伯耆国との境を管理する関所となります。「とえ」という名前は、対岸の境港市外江（とのえ）と通じる音なので、境水道の入り口を取り締まる関所だった可能性があります。ただし、続いて記載される粟江埼には

「夜見嶋（よみのしま）に相向かふ。促戸渡（せとのわたり）二百一十六歩なり。」

と書かれています。境水道の瀬戸が国境ですので、道と道をつなぐ渡を監督する関所だった可能性もあります。また粟江埼（あわえのさき）の促戸渡が入海と大海の境界にもなっています。

(4)入海の産物

入海の産物が島根郡と秋鹿郡の入海項に列挙されています。島根郡は中海の産物、秋鹿郡は宍道湖の産物が取り上げられており、宍道湖と中海で意宇郡には特に記載がありません。それぞれ、二つの郡の入海記載で代表させているのでしょう。

表で見ると分かりますが、島根郡は魚類と海藻を一括して「雑物（くさぐさのもの）」とまとめています。秋鹿郡は春と秋に分けて、春は魚類、秋は水鳥（冬鳥）を取り上げています。魚類に関しては、水の性質（海水か汽水か）によってとれるものが違う可能性があります。水鳥はどちらにも飛来します。郡によって役割分担があるのか、風土記全体の編集をするときに整理されたのかもしれませんが。

郡名	表現	記載物	現在の生物
島根郡	雑物	イルカ	イルカ
		ワニ	サメ
		ナヨシ	ボラの幼魚
		スズキ	スズキ
		コノシロ	コノシロ
		シロウオ	シラウオ
		コ	ナマコ
		エビ	エビ
秋鹿郡	春の雑魚	ナヨシ	ボラの幼魚
		スズキ	スズキ
		チニ	チヌ
		エビ	エビ
	秋のトリケダモノ	ククヒ	ハクチョウ
		カリ	マガンなど
		タカベ	コガモなど
		カモ	カモ

大海条の記載内容

大海では、浦・浜・島・埼が記されます。入海条から続きますので、基本的に同じ項目が立てられますが、浦は大海だけにみられます。方角の順に書いていますから、その種類を問わず記されています。たとえば、美保浜から先の記載順は、



大海（日本海）海岸の情景（沖泊の東側海岸）

美保濱（美保関）－美保埼（地蔵崎）－等々嶋（沖の御前島）－土嶋（地ノ御前島）－久毛等浦（雲津）－黒嶋－這由濱（法田海岸）

という並びになっています。ですので、比較的現在地との比定がしやすい浜と浦を基準に、島や埼を現地にあてていくことができます。

(2)浜と浦

浜と浦が表すこと 漢字の意味でいえば、浜は水際に沿う平地で、砂浜の用語のように緩やかな海岸地形を指し、浦は海が湾曲して陸地に入り込んだところを指します。一方で風土記では、浜・浦ともに、海岸沿いにある集落を指しているようです。松江市内では浜は17か所、浦は3か所記されています。そのうち、16か所が島根郡になり、秋鹿郡には「恵曇濱（えとものはま）」が1か所だけ記されます。

それでは浜と浦には書き分けがあるのでしょうか。結論を先にお話すると、浦は公の船や軍船などが停泊する港があった海岸、という考えが一般的です。久毛等（くもと）浦の記載を見てみましょう。

「久毛等浦。廣さ一百歩なり。〈東より西に行く。十の船泊つべし〉」

10隻の船がとまることができる、つまり停泊できると記しています。浦は松江市内には七留比（しちるい）浦と手結（たゆい）浦がありますが、いずれも停泊できる船の数が記されています。一方で浜には、船の停泊数は一切記されません。浜の集落に船がない、ということは考えにくいですので、浦にだけ書かれる船は特別な船と推測されるのです。

島根郡の濱と浦の一覧

	濱・浦名	カナ	現在の比定地	廣さ等	注記等
嶋 根 郡	宇由比濱	ウユイ	森山宇井	廣八十歩	志毗魚を捕る。
	盜道濱	ヌシミヂ	福浦の海岸	廣八十歩	志毗魚を捕る。
	澁由比濱	タマユヒ	福浦の長浜	廣五十歩	志毗魚を捕る。
	加努夜濱	カノヤ	海崎	廣六十歩	志毗魚を捕る。
	美保濱	ミホ	美保関	廣一百六十歩	西に神社有り。北に百姓の家有り。 志毗魚を捕る
	久毛等浦	クモト	雲津	廣一百歩	東より西に行く。十の船泊つべし
	這由濱	ハウタ	諸喰の法田	長二百歩	
	質留比浦	シチルヒ	七類	廣二百廿歩	南に神社有り。北に百姓の家あり。卅の船泊つべし。
	玉緒濱	タマノヲ	片江の玉結 湾西の海岸	廣一百八十歩	碁有り。東の邊に唐砥有り。 又百姓家在り。
	方結濱	カタユヒ	片江	廣一里八十歩	東と西に家有り。
	須義濱	スゲ	菅浦	廣二百八十歩	
	稲上濱	イナアゲ	北浦東の稲積	廣一百六十二歩	百姓の家有り。
	千酌濱	チクミ	千酌	廣一里六十歩	東に松の林有り。南の方に駅家あり。 北の方に百姓の家有り
	蘆浦濱	アシウラ	笠浦	廣百廿歩	百姓の家有り。
	野浪濱	ノナミ	野浪か小波海岸	廣二百八歩	東の辺に神社あり。又、百姓の家有り
	川來門大濱	カハウド	野浪か	廣一里百歩	百姓の家有り。
	大埼濱	オオサキ	大芦	廣一里一百八十歩	西北に着りたる百姓の家有り
	御津濱	ミツ	御津	廣二百八歩	百姓の家有り。
	虫津濱	ムシツ	片匂	廣百廿歩	
手結浦	タユヒ	手結	廣卅二歩	船二許泊つべし	

百姓（おおみたから）の家 浜・浦には「百姓（おほみたから）の家有り。」という定型的な記述が10か所で見られます。百姓と聞くと、現代的には農業に従事する人々を思い浮かべがちですが、言葉の元の意味は、姓をもつた皆さんの

人々、ということですから様々な人々（公民）を指すと考えられます。奈良時代には人々を戸籍で管理するようになり、その最小単位として「戸（こ）」があります（第2章1節2で説明しています）。平均20人程度で構成された戸が、複数あった集落に、百姓の家が記載されていると考えるのも一つの解釈です。いずれにしても、比較的大きな海岸べりに百姓の家が書かれていると考えられます。

神社有り 浜と浦では、3か所に「神社在り」と書かれています。美保浜（美保関）、質留比（しちるい）浦（七類）、野浪浜（小波か）で、入海項の蜈蚣（むかで）島（江島）にも同様に記されています。島根郡には社が59か所あったと考えられますので、浜・浦にはもっと神社があったはずですが、広さの大小に



小波の海岸

関係なく記されており、3か所に絞られた理由は不明ですが、島根郡の大海に面したところに、3つの郷があることと関連するかもしれません。美保郷（みほのさと）、方結郷（かたゆいのさと）、加賀郷（かかのさと）で、場所に矛盾はありません。

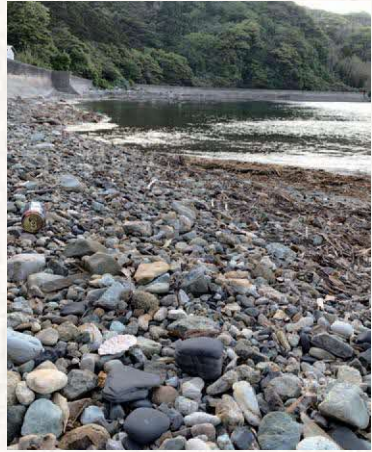
玉緒浜（たまのおのはま）の碁と唐砥（からと） 浜と浦には「有り」と書かれる産物は、基本的に記されません（島には「有り」と記す産物が多く書かれます）。そのなかで、玉緒浜（玉結海岸）には「碁（ご）有り。東の邊（へ）に唐砥（からと）有り。」と記されています。碁石と唐砥が特別な産物のため、特に記したと考えられます。

現在の玉江海岸には、黒くて丸みを帯びた小石がたくさん転がっています。海岸の奥に、このあたりに分布する黒色頁岩（けつがん）の転石があって、川に流されたり海の波に洗われたりして、自然に丸い形になったものと想定されます。これらのうち、円形に近い、形の良いものを拾い上げ、碁石として利用されたものと思われる。



玉江海岸採集の黒くて丸い石

基石とするならば、白い玉とセットで用いられますが、白くて平たい玉は出雲国府や玉湯町の花仙山（かせんざん）周辺で、水晶や石英（せきえい）を原材料として作られていました。出雲国府跡から、玉江海岸で採集できる黒い石と同様のものも出土していますので、実際に基石として流通していたことは間違いありません。実は島根半島の黒色頁岩は弥生時代から石器の材料として用いられてきました。また、海人集団の墓域と考えられる鹿島町奥才（おくさい）古墳群では、このような黒くて丸い石を選び出して、棺の底に敷いた例もあります。もしかしたら、たんに基石としての利用の意味以上に、この石の存在に伝統的な価値観が加わっていたかもしれません。



現在の玉江海岸の様子

唐砥の「唐」は、中国に代表される大陸から伝来したような上質の、という意味でしょうか。砥は砥石を指しているものと考えられますので、極上の砥石材が採れたものと推測されます。

秋鹿郡恵曇浜（えとものはま）

秋鹿郡で唯一記されている恵曇浜（えとものはま）は、現在の鹿島町恵曇と古浦（こうら）にあたります。大海の記述の中でも、とても詳しく注目される情報が伝えられているのが特徴です。度（わたり）（島根郡の浜・浦の多くは広さで表します）二里一百八十歩で、換算すると約1.4kmとほかの浜浦に比べて格段の幅広さです。また百姓の家ではなく、在家（いえいえ）ありと書かれ、集落の規模も大きかったことが想定されます。

（※P.97掲載）

そして、海岸から集落までの間に広大な砂丘があり、その砂が風に舞う様子が、比喻（ひゆ）表現を交えて文学的に描か



昭和30年代の古浦砂丘遺跡調査風景

秋鹿郡の濱（恵曇濱）の記載

	濱・浦名	カナ	現在の比定地	廣さ等	注記等
秋鹿郡	恵曇濱	エトモ	恵曇・古浦海岸	度り二里一百八十歩	東と南に並びに在家有り。西は野、北は大海なり
		<p>即ち浦より在家に至るまでの間、四方並びに石木なく、白沙の積れるがごとし。大風の吹く時は、その沙、あるは風の隨に雪のごとく霽ふる、あるは居ながら流れ、蟻のごとく散りて、桑麻を掩覆ふ。即ち彫り鑿てる磐壁二所あり。一所は厚さ三丈、広さ一丈、高さ八尺あり。一所は厚さ二丈二尺、広さ一丈、高さ八尺あり。その中を通れる川、北に流れて大海に入る。川の東は島根郡なり。西は秋鹿の郡の内なり。川の口より南の方、田の辺に至るまでの間、長さ一百八十歩、広さ一丈五尺あり。源は田の水なり。上の文に謂はゆる佐太川の西の源は、この同じき如なり。凡そ、渡村の田の水は、南と北とに別るなり。古老の伝に云へらく、島根郡の大領、社部臣訓麻呂が祖、波蘇等、稻田の澁に依りて彫り掘りたる所なり。</p>			

れています。現在、海岸べりの砂丘には集落がありますが、前ページの古浦砂丘遺跡の発掘調査写真を見るとわかるように、白い砂が広い範囲でたまっていることが分かります。しかし、この古浦砂丘遺跡からは、古墳時代後期から奈良時代（6世紀～8世紀）の土器類もたくさん出ているので、古代には砂丘の上にも村があったことがわかります。また海から砂丘を隔てた裏側にも集落があったものと推測されます。

恵曇浜の開発伝承と社部臣（こそべのおみ）

続けて風土記は興味深い伝承を伝えています。池の水を海に流すために、岩壁を削って流路を造った、という伝承です。それによって、上流域の水がはけて、水田の範囲を広げることができた、というのです。この伝承は、風土記作成当時に島根郡の郡司の長官（大領）だった「社部臣訓麻呂（こそべのおみにまる）」の祖先「波蘇（はそ）」たちが、水田の拡大をねらって行った、と具体的に記載されています。風土記編纂前な



佐陀川にみられる切り割りの跡（鹿島町武代）

ので、古墳時代～飛鳥時代のころに大開発があったものと考えられます。現在も佐陀川の下流には山を切り割った岩壁らしきものを観察することができます。

秋鹿郡の開発伝承に、はっきりと豪族の名を示していることは歴史を知るうえで大きな価値があります。しかも、開発の中心的人物が秋鹿郡ではなく島根郡郡司（郡家の役人）の長官の先祖なのです。社部臣という豪族は、秋鹿郡の神社のひとつ「許曾志（こそし）社」と深いかわりがある、という説が有力です。現在も古曾志町、という地名が残り、古曾志神社に引き継がれている社です。「こそ」という音の一致から、社部臣の原郷が古曾志ではないかとする考え方で、5世紀から6世紀の大型古墳が集中する地域であることも関連するかもしれません。そもそも秋鹿郡と島根郡は、同じ勢力の範囲だったものが、郡としては二つに分けられた、という説の根拠でもあります。

恵曇浜の西 恵曇浜の項の次は、西へ向かうと隣接する楯縫郡（たてぬいのこおり）との堺まで、海岸の崖が急でけわしく船が停泊できる港はない、と記されています。そののちに島を4つ書いていますので、往来や漁労活動は行われていたのでしょうか。現況でも急峻な岩壁が続いていますが、魚瀬（おのぜ）町と秋鹿町芦尾（あしお）・六坊（むつぼう）の集落があります。風土記に浜記載がないとはいえ、島の記述から見て小規模な海岸の集落は存在した可能性は、高いと思います。

(3) 崎

崎は現在の地理用語では、岬や鼻、と呼ばれるような、陸が海に突き出た地形を指しています。島根郡にのみ、6か所の崎が記されていて、秋鹿郡には記載がありません。島根郡入海条にも「前原崎（さきはらのさき）」「粟江崎（あわえのさき）」が記されています（前項）。

島根半島はリアス式海岸で、基本的に岩礁（がんしょう）がデコボコとした地形ですので、たくさんの岬や鼻があります。そのなかから6か所が選ばれた理由は不明ですが、窟（いわや）や戌（まもり、国境の監視所）があることが一つのポイントだったようです。窟は加賀神崎の伝承にあるように、神秘的で信仰の対象となることもあったと思われます。また、船で海上を行き交う時の目印や景勝地だった可能性もあるでしょう。

埼の一覧表

	埼名	カナ	現在の比定地	注記等
島根郡	美保埼	ミホ	美保関の地藏崎	周りは壁峙ちて、靠定かき岳なり
	勝間埼	カツマ	片江と菅浦の堺に突出した岬	二つの窟あり。一つの高さは一丈五尺、裏の周一十八歩あり。一つの高さは一丈五尺、裏の周二十歩あり。
	瀬崎	セ	島根町瀬崎の岬	磯なり。謂はゆる瀬崎の成（まもり）、これなり。
	加賀神埼	カカノカンサキ	島根町加賀潜戸のある岬	即ち窟（いわや）あり。高さ一丈十許、周り五百二歩許あり。東西北に通れり。
				謂はゆる佐太大神の産出来まし如なり。産出ますんとせし時に、弓箭亡うせ坐ましき。その時、御祖神魂命御子、枳佐加比売命願ぎたまひしく、「吾が御子、麻須羅神の御子に坐さば、亡せたる弓箭出で来。」と願ぎましき。その時、角の弓箭、水の隨に流れ出でき。その時、これを取りて子に詔りたまひしく、「これは非らぬ弓箭なり。」と詔りたまひて、擲廢て給ひき。また、金の弓箭流れ出で来つ。即ち待ち取り坐して、「闇鬱き窟なるかも。」と詔りたまひて、射通し坐しき。即ち御祖支佐加比売命の社、此処に坐す。今の人、この窟の辺を行く時、必ず声磅礫ろかして行く。もし密かに行けば、神現れて、飄（つむじ）風起り、行く船は必ず覆るなり。
	須々比埼	ススヒ	大芦西方の岬	白朮（おけら）あり。
手結埼	タユイ	手結の犬堀鼻	浜辺〈二つの檜あり。〉に窟あり。高さ一丈、裏の周り三十歩あり。	

加賀神埼（かかのかんさき）

大海項の中で、突出して記述の分量が多いのが「加賀神埼（かかのかんさき）」です。貫通する巨大な洞窟の存在を記したのちに、佐太大神が誕生した場所だとします。そのうえで、誕生のいきさつについての神話が累々と描かれているのです。



加賀の潜戸

神話に登場する神は、佐太大神（さたのおおかみ）の母神の枳佐加比売命（きさかひひめのみこと）ですが、父神を暗喩（あんゆ）する神として麻須羅神（ますらがみ）も出てきます。麻須羅神とは勇健な男神のことを指すと考えられています。そして二人の神様を関係づける小道具として弓矢が登場します。

起承転結の神話 起では母神が御産みなさろうとしたときに弓矢がなくなります。承として母神が「御子が麻須羅神（ますらがみ）ならば弓矢よ出てこい。」と祈願されます。転は2つのセンテンスからなり、まずは角（つの）の弓矢が流れ出てきたときには、母神は「これではない。」と投げ捨てられます。次に金の弓矢が流れ出てきたので受け取られます。結では、「暗い岩屋だ。」とおっしゃって、岩屋が貫通するように弓矢で射られた、ということになります。

解釈を試みると、佐太大神の母神は枳佐加比売命（きさかひひめのみこと）ですが、父神はわかりません。なくした弓矢が金でできていることで力強くて健やかな麻須羅神だと明らかにされます。そして出産前に弓矢を射通して（男女の和合を表します）巨大な窟（いわや）が生まれることで、偉大な佐太大神の誕生神話となったのでしょう。

後日譚（ごじつたん） この神話には後日譚として、編纂当時の加賀神埼の状況が描かれています。窟（いわや）の中には母神の枳佐加比売命が祀られる社があって、今でも（奈良時代でも）通るときは大声をとどろかせて行くのだと。そうしなければ神が突風を吹かせて、船は必ず転覆するというのです。

この窟は国指定天然記念物、潜戸（くけど）の新潜戸とみて間違いなく、今も波が穏やかな時は遊覧船で通ることができます。この岩窟の壮大さと神秘さは、体験した人の多くが感じるもので、畏怖の念を抱く人も多いと思います。佐太大神は島根半島東部では古くから崇敬を集めた神であり、大神をまつる佐太御子社（さだのみこのやしろ）は特別な神社だったことも間違いありません。その誕生地として最もふさわしいのが加賀の潜戸であり、佐太御子社がある秋鹿郡の郡界を越えて島根郡にあってしかるべき大神なのでしょう。



加賀の櫛島から望む潜戸 大きく見える窟は旧潜戸

(4)島

大海（日本海）沿岸には、岩礁（がんしょう）を含めて無数の島々が存在します。それらの中から、『出雲国風土記』では島根郡で50島、秋鹿郡で4島について記しています。全島網羅はしていませんが、これだけの島を記載しているだけでも驚きです。

「出雲国風土記」と松江の歴史

大海の島一覧表（島根郡）

	島名	カナ	現在の比定地	周囲高さ等	注記等
島根郡	鯉石嶋	コイシジマ	森山南方の入道礁		海藻生ふ
	大嶋	オオシマ	森山南方保久島		磯なり
	等々嶋	トドシマ	沖の御前島		禺々、當に住めり
	土嶋	ツチシマ	地ノ御前島		磯なり
	黒嶋	クロシマ	雲津北方の小青島		海藻生ふ
	比佐島	ヒサシマ	法田平島		紫菜・海藻生ふ
	長嶋	ナガシマ	法田北方の松島		紫菜・海藻生ふ
	比賣嶋	ヒメシマ	法田北方の市明島		磯なり
	結嶋門嶋	ユイノシマトシマ	法田北方の青木島	周230歩高10丈	松・荳頭嵩・都波あり
	御前小嶋	ミサキノコシマ	七類湾の宇杭島か		磯なり
	久宇嶋	クウシマ	七類湾の九島	周1里40歩高7尺	椿・椎・白朮・小竹・荳頭嵩・都波・茅あり
	加多比嶋	カタヒシマ	七類湾の方島		磯なり
	船嶋	フネジマ	七類湾の船島		磯なり
	厓嶋	キシジマ	七類湾の八島	周200歩高20丈	椿・松・荳頭嵩有り
	赤嶋	アカシマ	七類の赤島か立石		海藻生ふ
	宇氣嶋	ウケシマ	七類の押島		海藻生ふ
	黒嶋	クロシマ	七類の大黒島		海藻生ふ
	粟島	アワシマ	七類の青島	周280歩高10丈	松・芋・茅・都波有り
	小島	コシマ	片江の中島	周240歩高10丈	松・茅・荳頭・都波有り
	鳩嶋	ハトシマ	片江の蜂巢島	周120歩高10丈	都波・オオバコ有り
	鳥島	トリシマ	菅浦の鬼島	周82歩高15丈	嶋に栢有り
	黒嶋	クロシマ	菅浦の大黒島		紫菜・海藻生ふ
	衣嶋	コロモジマ	菅浦の鞍島	周120歩高5丈	中を繋るに南と北に船猶往来ふ
	稲積嶋	イナツミジマ	稲積漁港の二つの小島	周48歩高6丈	中を繋るに南と北に船猶往来ふ
	大嶋	オオシマ	北浦の奈倉鼻か		磯なり
	加志嶋	カシジマ	笠浦の白か島か	周56歩高3丈	松有り
	赤嶋	アカシマ	笠浦の赤か島か	周100歩高1丈6尺	
	黒嶋	クロシマ	笠浦の黒島		紫菜・海藻生ふ
	亀島	カメシマ	笠浦のサザエ島か		紫菜・海藻生ふ
	附嶋	ツキシマ	瀬崎沖にある築島	周2里118歩高1丈	椿・松・荳頭嵩・茅・葦・都波あり
	蘇嶋	ソシマ	瀬崎東方の島の一つ		中を繋るに南と北に船猶往来ふ
	真屋嶋	マヤシマ	瀬崎東方の横島	周86里高5丈	松有り
	松嶋	マツシマ	瀬崎北方の松島	周80里高8丈	松の林有り
	立石嶋	タテイジマ	不明		磯なり
	鶴嶋	ツルシマ	沖泊の大鶴島	周210歩高9丈	松有り
	間嶋	マシマ	不明		海藻生ふ
	毛都嶋	モツシマ	多古鼻西方の六ツ島		紫菜・海藻生ふ
	黒嶋	クロシマ	詰坂山北の沖黒島		海藻生ふ
	小黒嶋	オグロシマ	佐波のおぐり島か		海藻生ふ
	御嶋	ミシマ	加賀の壺島か	周280歩高10丈	中は東と西に通ふ
	葛嶋	カツラシマ	加賀の桂島	周1里110歩高5丈	椿・松・小竹・茅・葦有り
	櫛嶋	クシジマ	加賀の櫛島	周240歩高10丈	松の林有り
許意嶋	コオシマ	加賀の栗島	周80丈高10丈	松・茅あり。澤に林有り	
真嶋	マシマ	加賀の馬島	周180歩高10丈	松有り	
比羅島	ヒラシマ	加賀の平島		紫菜・海藻生ふ	
黒嶋	クロシマ	大芦の黒島		紫菜・海藻生ふ	
名嶋	ナシマ	大芦沖の二つ島	周180歩高9丈	松有り	
赤嶋	アカシマ	加賀の赤島		紫菜・海藻生ふ	
三嶋	ミシマ	御津沖の小島		海藻生ふ	
久宇島	クウシマ	手結の寺島	周130歩高7丈	松有り	

大海の島一覧表（秋鹿郡）

	島名	カナ	現在の比定地	周囲高さ等	注記等
秋鹿郡	白嶋	シロシマ	秋鹿町芦尾の鼻線島		紫苔菜生ヘリ
	三嶋	ミシマ	魚瀬町の女島	高六丈周八十歩	松三株有り
	都於嶋	ツオシマ	魚瀬町の大黒島		磯有り
	著穂嶋	ツキホジマ	出雲市地合町沖の島で諸説あり		海藻生ヘリ

島の記載事項 島の項目では、一部に周囲の距離と島の高さが記されます。そのうえで、島に生える植物を記載するものもあれば、採れる海藻類を記載する島もあります。面白いのは美保埼（みほのさき）の次にある等々嶋（とどしま）で、その名の通り「禺々（とど）、當（つね）に住めり」と描いています。禺々とはアシカの漢名で、おそらくニホンアシカが群れていたものと考えられます。

植物のうち、樹木は松と椿があります。松は燃料に、椿は油の採取のために利用されたから記載された可能性があります。松は株数が書かれたり、林として書かれてもいるので、景観の特徴を示しているものもあるかもしれません。茅（かや）、葦（あし）、小竹などは、建築や工作物の材料として書かれたのでしょうか。草類は薬草が多いものと推測されます。紫海苔（のり）や海藻が生える、という記載は主要な採取場だったことを示すのかもしれませんが。

附島（つきしま） 島の代表として、面積が最大で、島としては珍しく記載も豊富な「附嶋（島根町野井沖の築島）」を取り上げます。島の大きさの後に、「椿・松・薺頭蒿（うはぎ）・茅（ち）・葦（あし）・都波（つは）あり」と記され、有用な草木があったことがうかがえます。特にヨメナ（ウハギ）が



築島

正月の元日には六寸（約1.8m）になると書かれています。正月に野菊の一種、ヨメナが食べられて、その産地だったことを示すものかもしれません。

また、島の周囲の崖では、火山岩に貫入する岩脈が見られ、めったに見られない地質遺産として国の天然記念物に指定されています（築島の岩脈）。

島根半島の島々は、周囲が岸壁や磯のところが多く、様々な海藻や貝類の絶好の採取場でした。また基本的に無人島なので、草木も本土側では育ちにくいもの

もあったことは想像に難くありません。『出雲国風土記』の数多くの記載は、島々が豊かな海の幸をもたらしたことを示しているのでしょう。後世のことではありませんが、江戸時代以降には隣り合う浦々で、島の占有権で諍（いさか）いがしばしば起きていることも、島の豊かさを示しています。

(5) 大海・北海の産物

大海（北海）から採捕・採集できる産物は、前にお話ししてきた埼や島々に記されているほかに、島根郡、秋鹿郡の大海記載の最後にまとめて列挙されています。島根郡の場合、

「**北の海に捕らふる所の雑（くさぐさ）の物は**」に続いて
マダロ、フグ、サメ、イカ、タコ、アワビ、サザエ、ハマグリ、ウニ、ニシ貝、カキ、カメノテ、ワカメ、ミル、ノリ、テングサ、が記され、

「**至（いた）りて繁（さわ）にして称（なづ）け尽くすべからず。**」とあります。今でもおなじみの魚介海藻類をあげて、海産物がとても多くて書ききれない、と記すのです。海の豊かさが伝わってきますね。

秋鹿郡でも「**凡そ、北の海にある所の雑の物は**」に続けてフグ、サメ、サバ、イカ、アワビ、サザエ、イガイ、ハマグリ、ウニ、カメノテ、カキ、ワカメ、ミル、ノリ、テングサ、を上げています。島根郡と少し違うのは、何か意図があるのでしょうか。マダロが島根郡にしかないのは、美保関町の南海岸にだけ「志毗魚を捕る」と書かれていることと関連するのでしょうか。サバが秋鹿郡のみの記載なのは、謎ですね。

10. 役所と行政機関

『出雲国風土記』は、中央政府から律令制の各国へ出された、編纂の命によって作られた公文書です。だからという訳でもないでしょうが、要所で役所や行政機関が登場します。風土記の記載によって、法によって定められた役所の存在が証明されるとともに、その場所の推定もできるのです。

(1) 役所が書かれる条項

官道沿いの役所 『出雲国風土記』は郡の最後となる「大原郡」が終わると、出雲国全体の官道について記されます。出雲国の国境からはじまり、郡家（ぐうけ、郡の役所）と郡家のあいだの方位・距離や、道に設けられた橋や川の渡し、官道が交わる交差点などの間の距離が丁寧に書かれています。「道度（みちのり）」と通常呼ばれる巻末のこの条項は、郡の役所の「郡家」を基準として記載されています。前にもお話ししましたが、風土記でその方向や位置が記載されるときは、どの条項でも郡家を基準にして書かれているのです。

出雲国庁と役所 さらに、郡家のと郡家の間や、郡家に付随したりして、役所が記されています。具体的な記載を讀下し文で見てください。

「国の東の堺より、（中略）また、西へ二十一里にして国庁、意宇郡家の北なる十字街（ちまた）に至り、即ち分れて二つの道となる。一つは正西（まにし）道みち、一つは、北枉（きたにまがれる）道なり。北枉道は、北に去ること四里二百六十六歩にして、郡の北の堺なる朝酌渡に至る。渡り八十歩。渡船一つあり。また、北へ一十里一百四十歩にして、島根郡家に至る。郡家より北に去ること一十七里一百八十歩にして、隠岐の渡、千酌駅家（うまや）の浜に至る。渡船あり。」

まず**意宇郡家**と一緒に**国庁**が出てきます。国庁はまさに出雲国全体を司る役所で、意宇郡家と同じところにあったようです。郡家の北には正西道と枉北道の交差点として十字街（ちまた）があり、枉北道の先には**朝酌渡（あさくみのわたり）**があります。渡船があると書かれていて、渡し場を管理・監督する役所があったことが想定されます。さらに北に行くと**島根郡家**があって、それをさらに進むと隠岐へ渡るための**千酌駅家（くちみのうまや）**があるわけです。駅は官道沿いに30里（約16km）ごとに置かれるよう定められた施設で、公の使者の往来や情報の伝達などの基点とされました。松江にはほかに「**黒田駅（くろだのうま**

や)」と「宍道駅(ししじのうまや)」が記されています。

郡と防衛の役所 官道の記載の後には、軍・防衛のための施設がまとめて記載されています。軍団(兵士の駐屯地など)、烽(とぶひ、のろしを上げる場所)、戍(まもり、国境の警護施設)があげられています。松江に関わるものとしては、意宇軍団(おうのぐんだん)、布自根美烽(ふじきみのとぶひ)、瀬崎戍(せざきのまもり)があります。

各郡の記載項目に付随して登場する役所 郡の記載のなかで何気なく役所や関連施設が登場してきます。代表的なのが郷の記載の注記に現れる「正倉(しょうそう)有り」という記載です。意宇郡には10の郷がありますが、そのうち5つの郷に正倉(しょうそう)があると書かれています。

正倉とは租税として徴収された米をはじめとする諸産物を貯蔵し、管理する施設で、通常は郡家に付属して設けられます。郷に付属する正倉は、意宇郡のような広い郡の場合に、郡家では納めきれない穀物の倉を郷に分置されたもので、学術的には正倉別院と言われるものです。松江市内では山代郷と拝志(はやし)郷に正倉が記載され、そのうち山代郷では発掘調査によって正倉跡が見つかっています(後述)。

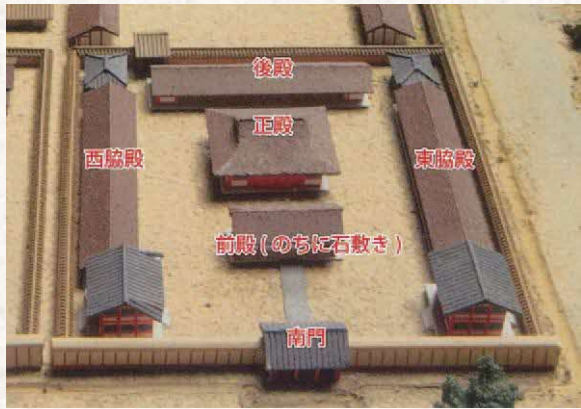
交通管理の役所 また官道のところでお話した駅は、郷と並んで一項設けられています。駅を維持するための行政単位として、駅戸(うまやど)が設けられました。そのほか、朝酌促戸条には朝酌渡が記され、そこには国庁からの距離がわざわざ書かれています。また国境には軍関係の戍とは別に剗(せき)が設けられて、国を越える人や物資の移動を管理していたことがうかがえます。

(2)代表的な役所・行政機関

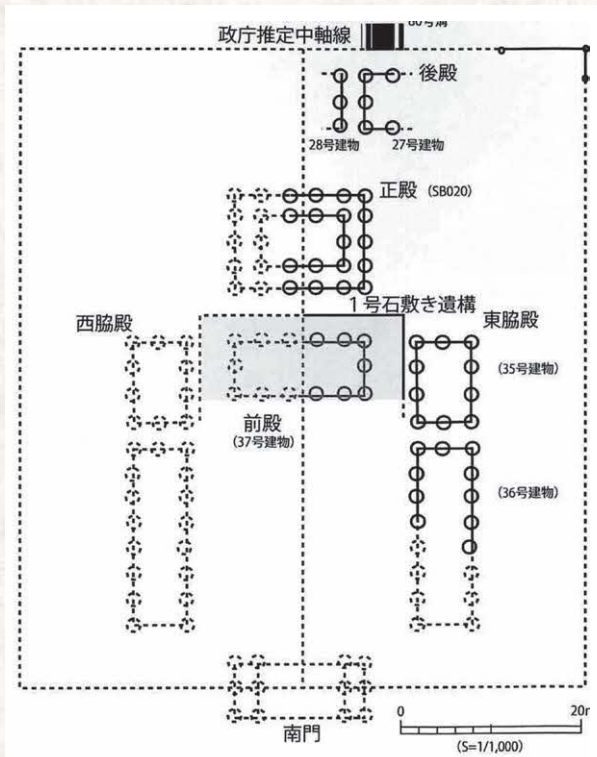
出雲国府・国庁 出雲国の役所の代表は出雲国府で、その中心となる政務や儀礼の場が国庁です。風土記には「國廳(こくちやう)」と書かれています。旧字体で国庁と意味は同じです。出雲国庁の存在場所については、風土記の研究が始まった江戸時代より様々な説が提示されてきましたが、昭和43年から行われた発掘調査で、大草町の六所神社付近にあったことが判明しています。

国庁の範囲は「政庁」とも呼ばれ、発掘調査で正殿と呼ばれる大型の建物とその前に建っていた前殿、石敷きの広場、政庁前の両脇に建つ細長い建物の脇殿が確認されています。

政庁は国府の範囲の中で、最も南側に位置しています。政庁の東には道が通っていることが分かっている、北方向に国司館（こくしにたち）の東に続いています。風土記に書かれた、国庁を起点とする枉北道（きたにまがれるみち）ではないかと考えられます。

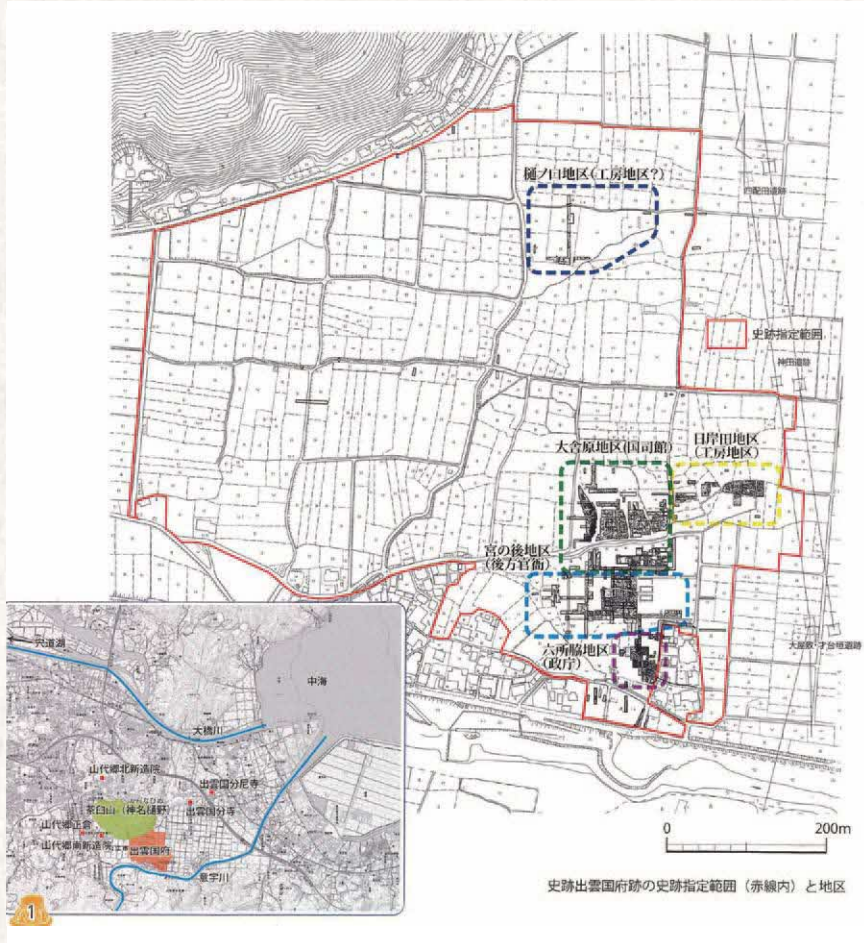


出雲国府政庁付近の復元想定模型
脇殿の間はやや狭くなることが分かりました
(八雲立つ風土記の丘)



出雲国府政庁推定模式図（実線は発掘で見つかった建物）

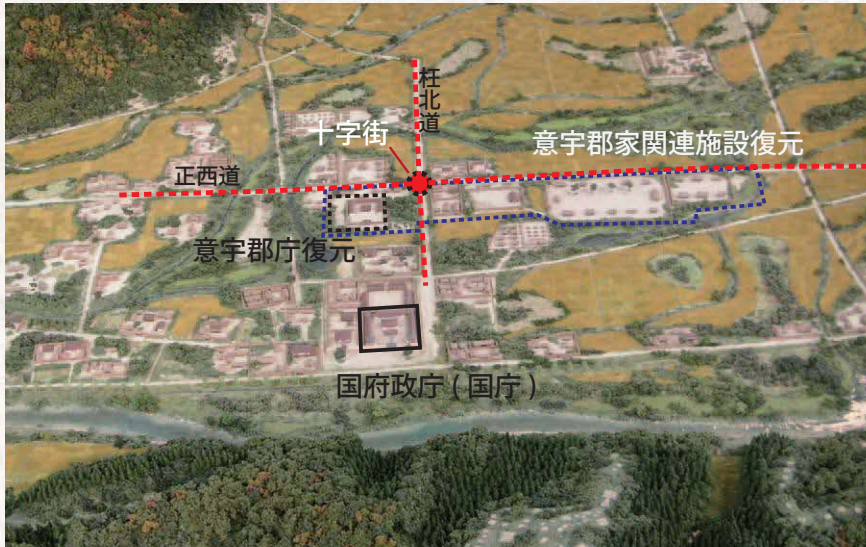
南には意宇川が流れ、北方には国の事務をつかさどる曹司や国司の館（たち、中央から派遣されてきた国司の宿舎で、政務の場でもあった）、玉や漆、金属の工房などがあったことが分かっています。発掘調査が及んでいない東側や西側にも、国府に関わる施設があったことは間違いのないでしょう。



出雲国府跡の全体と発掘調査を行った地点
(島根県埋蔵文化財調査センター提供)

郡家(ぐうけ) 出雲全体を見渡せば、神門郡(かんのこおり)の郡家と大原郡のもの郡家が、発掘調査で判明しています。一方で松江市内の3郡の郡家は、明確には分かっていないのが実情です。何度もお話ししているように、郡家は風土記で場所を特定する上での基準となっています。そこが曖昧なことが、風土記記載の場所を特定するうえで、かゆいところに手が届かない一因となっています。

しかし風土記の記載は多くのヒントを残しているので、その位置はおおむね推測ができます。とくに意宇郡の郡家は、先にお話したように正西道（まにしのみち、古代山陰道）と枉北道（きたにまがれるみち）が交わる「十字街（ちまた）」の南にあるはずです。国庁の場所は分かっていますので、意宇郡家は国庁と十字街の間に存在すると推測できます。



出雲国府周辺復元模型（八雲立つ風土記の丘）で想定された意宇郡家

島根郡家も枉北道が東西に分岐する交差点付近にあるはずです。現在の持田地区（西持田町、東持田町、坂本町、福原町あたり）にあることは間違いありません。福原町の芝原（しばはら）遺跡を島根郡家にあてる説もありますが、定説にはなっていません。

秋鹿郡家は、東長江町の湖岸沿いにある郡崎（こおりさき）あたりと推測されています。ただ周辺で発掘調査などは行われておらず、実態は不明です。

正倉（しょうそう） 郷の中に「正倉有り」と書かれた中で、山代郷にあるという正倉の跡が、実際に見つかっています。旧国道432号線と県道八重垣神社竹矢線が交差する、通称大庭十字路の東側に、国指定史跡「山代郷遺跡群（やましろういせきぐん）」の一つとして、保存整備されているのが山代郷正倉跡です。

発掘調査では、建物の床下にたくさんの大きな柱を設置した「総柱（そうばし

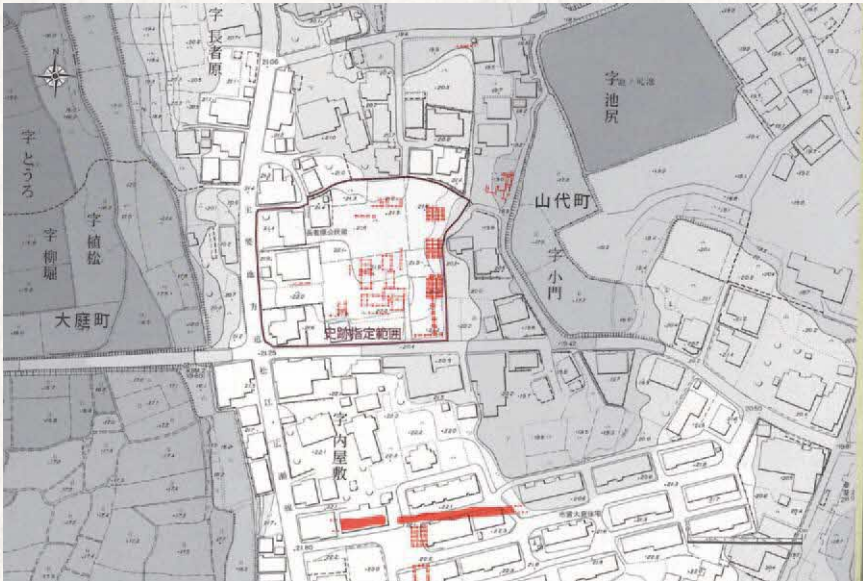
ら) 建物」と呼ばれる倉庫の跡が、並んで出てきています。また焼けた米(炭化米)も出てきていて、火災にあって貯蔵していた米も焼けたことが分かります。



出土炭化米



山代郷正倉跡の倉庫の柱跡



山代郷正倉跡 赤い印が発掘調査で見つかった建物や溝
(島根県埋蔵文化財調査センター提供)

11. 描かれた古代人のレジャーと観光

現代に生きる私たちにとってレジャーは、心を快復させる重要な営みです。これは古代人にとっても同じこと、『出雲国風土記』は公文書でありながら、遊興や観光地についても記しています。そして、その内容は、いまにも通じるものでした。

(1)景色を眺めて宴会

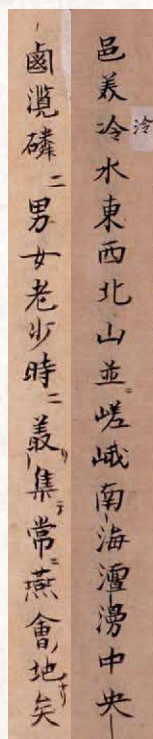
湖畔のパラダイス 島根郡の入海の項には、中海を望む湖畔の景勝地が描かれます。前にもお話していますが、朝酌促戸に続く沿岸に、邑美冷水（おほみのしみづ）と前原埼（さきはらのさき）が続いて記され、ともに流麗な漢文で宴（うたげ）の様子が描かれています。

右は風土記の写本の「邑美冷水」部分を抜き出したものです（古代文化センター本）。南は海（中海）に面し、そのほかの三方は急な山の斜面が迫る中央に、出水（いずみ）があって、清水が流れ出る光景です。そこでは「男女老少」つまり老若男女が集まってきて、いつもうたげをしている、と言うのです。読下しはこうです。

「邑美冷水。東と西と北とは山にして、並びに嵯峨（さが）し。南は海にして瀟漫（ひろくなが）く、中央は齒（かた）なり。男も女も老いたるも若きも、時々に叢（むらがり）り集ひて、常に燕會（うたげ）する。」



左：目無水（邑美冷水）と右：大海崎港から北を望む
いずれも三方を山に囲まれて、海に面した景勝地です



邑美冷水部分
『出雲国風土記』写本
（古代文化センター本より）

続けて「前原埼（さきはらのさき）」でも同様の光景がよりていねいに描かれ、男女がいつもうたげをし、帰るものもいれば時を忘れて帰らぬ者もいる、と言います。古代では貴重な男女の出会いの場だったのでしょう。

(2)温泉に集まる

意宇郡忌部神戸（いんべのかんべ）条に、温泉の記述があります。現在の玉造温泉にあたると考えて間違いありません。まずは、読下し文を見てみましょう。

「即ち、川辺に湯を出す。出湯のある所は、海陸を兼ねたり。仍（より）て、男も女も、老いたるも少きも、あるは道路（みち）を駱駝（つらな）ひ、あるは海中（わたなか）を洲に沿ひ、日（ひび）に集ひて市を成し、續（みだれ）紛（まが）ひて燕楽（うたげ）す。」

川のほとりから湯が沸きだしているさまから始まり、老若男女が、様々な場所に集まって、うたげをしている様子が描かれています。道沿いに連なって、水辺に沿いながらも、市が立っているように、宴の様子が描かれます。大きなお宮のお祭りの時に、屋台が所狭しと並ぶような光景が思い浮かびます。今でも川辺に源泉があり、川沿いにホテル・旅館や店舗が並ぶさまは、古代も同じだったようです。

そして、温泉の効能にも触れています。読下しを示します。

「一たび濯げば形容端正（かたちきらきら）しく、再び泳ぐれば万病悉（ことごと）に除くる。古より今に至るまで、験（しるし）を得ずといふことなし。故、俗人（くにひと）、神湯と曰ふなり。」

湯を一度浴びると、姿かたちが美しくなり、何度もつかれば万病が癒されるいい、世の人たちは神の湯と呼んでいる、と記します。まさに美肌の湯であると同時に、薬効高い温泉であることを強調しているのです。



玉湯川と玉造温泉街

奈良時代以前の典籍（てんせき、まとめられた古文書のこと）ではしばしば温泉が登場し、古代からその効能が知られていました。しかし書かれていることの多くは、天皇や皇族が著名な温泉を訪れて湯治をしたり、楽しんだりしたもので、庶民の目線で温泉の賑わいを描く例は極めて珍しいものです。『出雲国風土記』が地位の高



玉湯川と足湯

い人を引き合いに出す、つまり権威に寄りかかるのではなく、一般の人たちの様子や評判を書いて価値を高めているのは、とても興味深いことです。この本質を書こうとする編纂の立ち位置が見えてくるようです。

もう1点、風土記からわかる重要なポイントは、玉造温泉という名の歴史です。意宇郡の記述を見ると、関連する名が多く出ます。「玉作山（たまつくりやま）」（花仙山）の東麓を流れる「玉作川」

（玉湯川）の川辺に湯が出ており、「玉作湯社」もあります。奈良時代には、「たまつくりのゆ」と呼ばれていたとみてよいでしょう。さらに、「玉」は美しくて霊験あらたかなものの代表。美肌の湯で万病に効く霊泉であることを象徴します。それは後付けではなく、実際に現地でもとれるメノウを使って、現地で加工し仕上げられて、全国に行き渡った事実を反映します。玉造温泉は、名実ともに日本を代表する温泉といっても差し支えないと思います。古代のレジャーと観光については、エッセイでも記していますのでご覧ください。



釜代1号墳出土の玉類
中央の勾玉が玉造産

●エッセイ集3 『出雲国風土記』にみる古代人のレジャーと観光（松江市編）

<https://sitereports.nabunken.go.jp/147305>